

令和４年蘭越町議会第１回定例会会議録

○開会及び延会

令和４年　３月１１日

開　　会　　午前１０時００分

延　　会　　午後　４時３４分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（１０名）	１番	淀谷	融	２番	金安	英照
	３番	田村	陽子	５番	永井	浩
	６番	向山	博	７番	難波	修二
	８番	赤石	勝子	９番	柳谷	要
	１０番	熊谷	雅幸	１１番	富樫	順悦

欠席（なし）

○会議録署名議員

５番　永井　浩　　　６番　向山　博

○説明のために出席した者の職氏名

町　　長	金　　秀行	副町長	山内　　勲
教育長	小林　俊也	総務課長	渡辺　　貢
税務課長	名越　義博	住民福祉課長	北山　誠一
健康推進課長	梅本　聖孝	農林水産課長	西河　修久
建設課長	北川　淳一	商工労働観光課長	水上　昭広
会計管理者	小木　利夫	農林水産課参事	木村　恭史
教育委員会次長	田縁　幸哉	蘭越診療所事務長	山下　志伸
代表監査委員	坪田　和昭		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長　　福原　明美　　　　　書　　記　　和田　慎一

○ 議事日程

日程第 1	同意第 1 号	蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 2	発議第 1 号	蘭越町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 3	議案第 1 号	蘭越町子ども・子育て基金条例
日程第 4	議案第 2 号	蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 3 号	蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 4 号	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 5 号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 6 号	蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 7 号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 8 号	蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 9 号	蘭越町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 10 号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 13	議案第 11 号	蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第 1 2	議案第 1 2 号	町道の路線変更について
日程第 1 3	議案第 1 3 号	令和 3 年度蘭越町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
日程第 1 4	議案第 1 4 号	令和 3 年度蘭越町奨学資金特別会計補 正予算 (第 1 号)
日程第 1 5	議案第 1 5 号	令和 3 年度蘭越町国民健康保険特別会 計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 6	議案第 1 6 号	令和 3 年度蘭越町後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 7	議案第 1 7 号	令和 3 年度蘭越町簡易水道事業特別会 計補正予算 (第 4 号)
日程第 1 8	議案第 1 8 号	令和 3 年度蘭越町農業集落排水事業特 別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 9	議案第 1 9 号	令和 3 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業 特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 0	議案第 2 0 号	令和 3 年度蘭越町特産品開発事業特別 会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 1	議案第 2 1 号	令和 4 年度蘭越町一般会計予算
	議案第 2 2 号	令和 4 年度蘭越町奨学資金特別会計予 算
	議案第 2 3 号	令和 4 年度後志公平委員会特別会計予 算
	議案第 2 4 号	令和 4 年度蘭越町地域振興事業特別会 計予算
	議案第 2 5 号	令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別会 計予算
	議案第 2 6 号	令和 4 年度蘭越町後期高齢者医療特別 会計予算
	議案第 2 7 号	令和 4 年度蘭越町介護保険サービス事 業特別会計予算

- 議案第28号 令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計予算
- 議案第31号 令和4年度蘭越町特産品開発事業特別会計予算

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は１０名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、同意第１号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第１号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

本審査委員会は、地方税法の定めに基づき、固定資産評価に関する納税者の不服を審査決定するために設置されております。

委員の任期につきましては、３年でございまして、現在３人の委員が選任されております。

今回、選任同意をお願いします委員につきましては、蘭越町字田下１１４番地、宮本勝義さんであります。

これまで１期３年、委員をお願いしておりました野口千代喜さんより、本年３月２８日の任期満了をもって辞任したいとの申出がありまして、その後任として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

宮本さんは、蘭越町字田下で農業を営まれており、同地区に農地等を所有され、規模拡大もされておりますので、土地等の価格に関しての知識が豊富で広く社会の実情に精通しているとともに、田下１農事組合長を務められているなど、地域の信望も厚い方でありますので、地方税法の規定に基づき固定資産評価審査委員会委員として選任いただきたくお願いするものでございます。

以上、御同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これより、同意第1号蘭越町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

○議長(富樫順悦) 日程第2、発議第1号蘭越町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番(赤石勝子) ただいま上程されました、発議第1号蘭越町議会会議規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

この規則の改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、本町議会会議規則についても所要の改正をするものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

第2条は、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を第2項により規定するものです。

参考資料の2ページを御覧ください。

第14条は、委員会による議案の提出を可能とするため、第3項により規定するものです。

第89条は、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

参考資料の3ページを御覧ください。

地方自治法第115条の2第1項の規定により、予算その他の重要な議案、請願等について学識経験者等からの意見を聴くことを可能とする

ため、公聴会を会議規則に追加するもので、新たに、第１４章公聴会を加え、第１１７条により公聴会開催の手続き、第１１８条により意見を述べようとする者の申出、第１１９条により公述人の決定、４ページとなりますが、第１２０条により公述人の発言、第１２１条により議員と公述人の質疑、第１２２条により代理人または文書による意見の陳述を規定するものです。

参考資料の５ページを御覧ください。

地方自治法１１５条の２第２項の規定により、当該普通公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、意見を聴くことを可能とするために、参考人を会議規則に追加するもので、新たに第１５章参考人を加え、第１２３条により規定するものです。

全員協議会の位置づけを明確なものとするため、地方自治法第１００条第１２項の規定により、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場とし、会議規則に追加するもので、新たに第１７章全員協議会を加え、１２６条により規定するものです。

また、新たな章の追加により、第１４章会議録を第１６章に、６ページとなりますが、第１５章議員の派遣を第１８章に、第１６章補足を第１９章にそれぞれ繰り下げ、関連する規定も、新旧対照表のとおり繰り下げるものです。

なお、附則ですが、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発議第1号蘭越町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第3、議案第1号蘭越町子ども・子育て基金条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第1号蘭越町子ども・子育て基金条例について、御説明申し上げます。

本条例は、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する支援策を安定的に推進し、さらなる展開を図ることを目的とし、事業に必要な経費の財源の一部を充てるための基金を設置するため、管理及び運用等について、新たに条例を制定するものです。

それでは、1ページを御覧願います。

第1条は、設置についての定めで、この基金は、町民が安心して子どもを産み育て、健やかに育つ環境の充実を図ることを目的に設置するものでございます。

第2条は、基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、第3条では、この基金は、最も確実な有利な方法により保管しなければならないと定めています。

第4条は、運用益金の処理で、基金の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、事業に充てることを定め、第5条では、財政上必要があると認めるときは、一般会計歳入に繰り入れることができると定めております。

第6条では、基金の処分は(1)の結婚支援に関する事業から(4)までの記載の事業の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができることを定めています。

第7条は、委任条項で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は町長が定めるものとしております。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するもので

す。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。よろしくお願いします。

3点か4点ほどお伺いいたします。

目的のところ、この度の条例の制定において、蘭越町のこの付属機関、子ども子育て会議というところでの審議もきっちりされた上での御提案なのかということ。経緯ですね。ここまで至った経緯をお聞かせください。それと2つ目は第6条のところですね。使えるもの、当たる財源のための基金だろうけども、目的に、理由に結婚、妊娠、出産及び子育て、このあたりの事業は今まで

○議長（富樫順悦） 田村議員。

マスクの着用、外すのはこの演台だけですから、自席ではマスク着用をお願いします。

○3番（田村陽子） そのためのこのアクリルボードじゃないんですか。

○議長（富樫順悦） それでは規定では、この演台だけマスクを外して発言するようになってますので、自席はマスク着用になってますから。

○3番（田村陽子） 失礼しました。

○議長（富樫順悦） はい。

○3番（田村陽子） 続けます。2つ目。

この使えるものの対象ですね。1番、結婚支援に関する事業、2番の妊娠、出産、このあたりは今までの予算の中でいろいろしっかり計上されているものだと思うんですけども、それをやるだけでは、これの基金の意味も薄れるのではないのかなと、意味のプラスにならないんじゃない

のかなと思ってます。で3番、4番の具体的に子育て支援に関する事業とか、子どもがすこやかに育つ環境づくりに関する事業とか、具体的にどういうものを想定されているのかをお聞きします。裏の制定理由のところですね、さらなる展開を図ることを目的としてと書かれていますので、そこに当たるのかなとも思うんですけども、具体的にどういう事業を予定されているのかなということをお聞きします。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 田村議員の御質問にお答えいたします。

この基金設立に関しての経緯でございます。まずこれはですね、令和3年度は第1回定例会でもですね、淀谷議員から子育て支援対策の充実についてという中で、基金の設立ということで提案をいただきました。またですね、蘭越町第6次、第6次蘭越町総合計画の重点施策として、町の未来を担う子どもを増やすということを掲げですね、その中で出産から子育て世帯の支援を進めることとしておりますので、そういったことは内部で検討を重ねてですね、今回、この基金の条例を提案させていただくこととなりましたので、御理解願います。あと、6条処分の関係だったんですけど、先ほど言ったとおり、いろんな子育て支援、子ども・子育ての支援に関する点は、いろんな施策を講じておりますが、具体的についてはですね、結婚、出産、育児に関して、保護者に対しての経済的支援をする目的、あと支援する事業をですね、あと公園だとか保育所にある遊具だとかですね、そういう整備などの、保育環境を充実させる事業というのをまず想定してございます。具体的なということなんですけども、これから基金を設定してこれから進めていく上でですね、議会の皆さんや町民の皆様から御意見、御提案いただきながら進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 昨年度の淀谷議員の一般質問の中でも、それがスタートだということでの、内部での検討ということだと思うんですけども、その付属機関に子ども・子育て会議、これありますよね。この中にも子育て支援の推進について必要な事項を調査、審議することというふうなことになっていると思うんですけど、こことの、何と言うんですか、そうい

う相談とか、相談ではなくて審議ですね。それを設立するという方向に当たって、そこの存在というか、この会議の存在自体は最もこういうところに条例を作るところに必要なのではないかなと思うんですけど、その審議がなかったという理由をもう一度、お聞かせください。それともう1つ、2点目の件ですけれども、子育てなり経済的負担なりのサポートということで、もちろん納得できるんですけども、この基金、子育て基金ということ、さらなる目的にね、さらなる展開を図る目的、これにも書いてあるんですけど、今現在子育てをしている人たちにサポートするための基金というのはすごくそれは分かるんですよ。それもちろん大事だと思うんですけど、それ以降、今、子育てをしてその未来、将来、例えば、今までいろんな住民からの要望、スキーのリフト券の補助してもらえないか、スキーのシーズン券ですね。スキーをやっている人なりが、例えば、習い事をするのにもスクールバスに一本、夕方でも動かしてもらえないかとか、そういう部分の要望にも応えられるような基金であってほしいなというふうに思うんですよ。内容として。今現在の経済的な子育て支援、環境、公園とかそういう整備をするための基金、それはもちろん大事だと思うんですけども、それにプラス、普段、子どもたち、子育てをしている中でお母さんたちなりの子育てをする環境を子どもたちに提供してやるための不足の部分のところ、プラスになるのではないかと、そういう未来への子どもたちのサポートの部分がちょっと見えないなというふうにちょっと思っているんです。だからそういうことというのは、子ども・子育て会議の中で審議をしていく中で、もしかしてそういう話もあるのではないかな、出たんじゃないかな、やっていけば出たんじゃないかなというふうに思うんです。そのところ、せっかくこのように基金として制定するなら、今、予算化されている部分だけを既に今までやっているのは十分予算化されてて、それを確実に行うためということプラス、普段の日々の子育ての子どもたちの、町民の、何と言うんですか。主体的な行動とか、そういうもの、子育てに関してですね、そういうものに充てたり、例えば、世界で活躍するぐらいの子どもたちに、スポーツでね、成長しましたと、例えばそういう子たちは、今、子育てしている世代はそこに行ったら町からのこういうサポートも、基金も使わせてもらえるんじゃないかと、そういう希望にもなると思うんですよ。そのための未来の基金でないと、私はそのせっきく作る、今回制定する部分で、そういう部分もプラスしてほしいなというのが、今回ちょっとこれを拝見してて思ったんですよ。そこに充てれる可能性、そし

たら子どもたちなりお母さんたち、御家庭がいろんなことに希望を持ってチャレンジできる、そういうものであるとさらに良くなるのではないかなというふうに思うんです。ここのところちょっと2点、もう一度お聞かせください。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 田村議員の再質問にお答えいたします。

まず、子ども・子育て会議ですか、こちらのほうはですね、ちょっとこちらのほうの会議のほうに諮って、今回この基金の設立に向けて協議したという経緯はなかったんですが、一応、先ほど答弁させてもらったんですが、本町でも総合計画の中の重点目標ということで捉えておりまして、そういうことも考慮しましてですね、今回の基金の設立というふうに協議をさせていただきましたので、御理解願います。あと、いろいろな支援に関しての御意見だったんですが、もちろん、子ども・子育て支援というのは、これに書かれているとおり、結婚から妊娠、出産、幅広い支援がございます。今、議員おっしゃったとおり、今までやってきた施策がありますので、その部分のほかにまだ、議員おっしゃられたようないろんなその提案ですね、提案いただいた中でですね、いろいろとまたこれから検討していきたいと考えてございます。まずはですね、この基金設立させていただいてですね、まずはその支援に対しての、やっぱりお金かかるわけですから、そのへんの原資ですか、原資をまずお願いしてですね、そこからいろんな支援を考えていきたいと考えてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今後、これ反対するわけでは、もちろんないんですよ。今後、その対応、基礎となる事業が提案されてきたりする時に、審議会として審議をして決めるというスタイルになるのかどうか。そこと、そこでこれを設立した後に、やはり審議会として未来の子どもたちへのサポートできるような方向にもならないかというような審議会での審議を今後やっていただけるかどうか、その確認だけさせてください。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一）　いろいろ御提案いただいた中で、こういう会議にも諮ってですね、そういう支援が必要かどうかということも検討しながらですね、進めてまいりたいと考えてございますので御理解願います。

○議長（富樫順悦）　ほかに質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融）　課長のほうからもありましたけど、去年の定例会で基金の設立ということで、提案されて、いろいろ内部で検討されて、今回このように条例の提案いただきまして本当にありがとうございます。その中で、積立の財源についてちょっとお伺いしたいと思っております。それで一般の家計に例えてちょっとお話ししたいと思うんですけども、一般の家計であればですね、子どもの将来のためにということで、通帳、または預金を作るということになると思うんです。その中で子どものために、少ない給与の中から捻出をしてそれを積み立てていくというふうなことがあります。または、孫のためにおじいちゃん、おばあちゃんとか、送金して、子どものためにとか、された金額、そういうお金を積み立てるといようなこともあるかなと思うんです。家庭の一般的には。それで今度、予算の関係にすると、厳しい財政の中で、捻出して積み立てていってもらいたいと思うんです。そしてそのほかに将来の子どもたちに寄附する方、またふるさと納税やなんかで寄附されたもの、こういうものを積み立てていくというのが、なるのかなという、例えばということなんです。その中でこの部分で、一般会計、歳入歳出予算に定めて額ということが謳われていて、そして今回、基金ができて、予算、令和4年度の予算をちょっと見たら、この基金の部分が見落とししたのかも分からないのか、なかったんですよ。基本的に言うと、ただ基金の条例だけを作っても意味ないんです。だから一般で言えば、通帳だけ作ったって積み立てていかなきゃ意味がないんですよ。だから、やはりそういう部分で、一般では通帳つくるためには、やはり1,000円でも入れて、そこに作っていくという、本来なるんですよ。今回その部分で、せっかくこの条例ができているのに、その予算の部分のところが計上されていなかったの、で、せっかくできたのにどうしてなのかなっていう、そのへんをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 淀谷議員の御質問にお答えします。

まずですね、条例制定をさせていただいてですね、そこから予算に載っていないというのは、これからですね、この準備をしていっていきたいと考えてございます。先ほどの原資の関係だったんですけど、担当としてはですね、一応、町民だとか町外者から、淀谷議員おっしゃったように、寄附を募りたいと考えてございまして、これから基金の主旨ですね、目的だとか、周知・PRをしていきたいと考えてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、申し訳ございません。今回の基金の設置条例ですね、これを会議の、今日の審議で議決いただきまして、それで初めて基金が設置されるといった流れの中で、4年度の予算の中ではですね、その中で今後、課長も触れましたけども、繰越金でですね、今、今年度でしたら、今のところ2億5,000万程度の繰越し予定されているかと思うんですけども、その一部をですね、原資としてもどうかなというふうには考えております。またさっき課長も言ったとおり、今後、夏場に向けてですね、全国的にPRしてこの子育て基金についてですね、全国からこういうことをやりますよと、新しい事業、こういうことを目的にやっていきたいというような主旨の中でですね、公募いたしましてですね、そういう原資の中で作って、基金の設置につきましては、この可決された4月以降に、その部分で設置して運用してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 分かりました。

今、今年度、令和3年度で約2億5,000万ぐらいの繰越金がある、簡単に言えば、ある程度の余剰金があったと、その中で一部積み立てて

いただきたいと思います。それで多分またこの科目の、科目というか、節の追加になるのかなと思うんですけども、そういう前に1,000円でも作っていただければ、スムーズにいくのかなと思ってたんですけども、5月で決算も終わりますので、6月頃にまた新たにそういうことで、いづらか分かりませんが、積み立てていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

議員が昨年年第1回定例会において、この基金を設置するという一般質問を出していただいて、内部でこれまで協議をしてきました。実際のところ、今、町の中においてですね、おおよそ、正確な数字はありませんが、今、予算ベースで、子どもに関するそういう支援というのが約5,450万ぐらいやっているんですね。町のほうでね。いろんな各款項目の部分の中で、そしてその中でさらにいろんな特別財源という、特定財源に引いてもですね、3,400万ぐらい一般財源でやっているんです。これはこれとして、議員が目指しているね、子育て支援というのは、ただこれを充当するわけではなく、新しい事業をもっとですね、取り入れて蘭越町として子育てをするという、そういう町のPRを含めて、今住んでいる人方、さらには町内から定住をされてくる方、そのためにこの基金を設置して是非、町としても行っていきたいという考えを持っております。ですから、先ほど田村議員からの御質問もあったとおり、これをやるに当たっては、今のところ6月の第2回定例会においてですね、これを補正を、今回、可決いただいて、新年度に入って、6月の定例会のほうにきちっと補正対応させていただいて、運用を図っていきたいという考え方を持っています。これに当たっては、私は特に新しい事業をなんとかいろんな町内の方々の意見を聴きながら取り入れる、さらには、これをPRして町内の方や町外の方から子育て基金にいろんな部分で支援をしていただく、そういうことを両方PRしながらですね、蘭越町は子育てに力を入れている町だということを是非、議員が提案していただいたその基金をですね、今回設置させていただいて進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町子ども・子育て基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第4、議案第2号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第2号蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、附属機関の新規設置並びに所掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料①を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

1ページの中段になります。

別表中、附属機関に山村開発センター改修検討委員会を加え、同じく所掌事務に町長の諮問に応じ、山村開発センターの施設改修について調査、審議し、答申すること。を加えるものです。

次に、2ページの中段になります。

地域公共交通会議についてですが、所掌事務のうち、第3項を第4項とし、第3項に地域公共交通計画の作成及び実施に関すること。を加えるものです。

最後に、6ページの中段になります。

附属機関に蘭越中学校改修検討委員会を加え、同じく所掌事務に教育委員会の諮問に応じ、蘭越中学校の施設改修について調査、審議し、教育委員会に答申すること。を加えるものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

1ページの山村開発センター改修検討委員会と、それから6ページの蘭越中学校の改修検討委員会、新たに2つが設置をされるということなんですけれども、この2つについてちょっとお尋ねしたいと思います。まず、この2つの検討委員会の設置期間をどのように想定されておられるか。令和4年度、単年度で処理していくということなのかなと思うんですけれども、その設置期間をどういうふうに考えておられるかをお聞きしたいと思います。それから、少し具体的なことになっちゃうんですけれども、この検討委員会で、町のその提案と言いますかね、諮問に応じて議論を進められると思うんですけど、山村開発センター改修検討委員会については、どちらもそうなんですけども、基本的なその町としては、こういう方向で考えてますよという、そういう基本的な町の考え方をきちっと示すということが、非常に大事ななというふうに考えておりました、そういうことについて、是非、内部で揉んでですね、諮問の前にきちっとしたものを示すという、そういう努力を是非、重ねてほしいなと、こういうふうに思います。山村開発センターの改修については、様々、なおすのであれば、こういうものを、施設・設備、こういうものがあつたらいいということは、おそらく相当あると思うんです。そういうことに対応するようですね、ことを是非、担当のほうでも考えて提案していただきたいということが1つ。それから学校についても、あの大きな中学校をどういうふうに将来にわたって、多目的に活用できるようなところまで考えておられるのか分かりませんが、その用途をどういうふう

にこう展開しようとするかという、そういう町としての考え方をですね、是非、指し示してほしいなということが大事だなと思いますので、その2点について、期間とそれから具体的な町としての考え方を提示するという、この2点について、教えていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 1点目の山村開発センターについて、私のほうからお答えします。

まず、このセンターのこれまでの経緯でございますけども、昨年6月28日にですね、第1回の内部の検討委員会としまして、各課長を中心とするメンバーでですね、これまで5回にわたって、この5回にわたってですね、一番最後は1月27日なんですけども、5回にわたって検討委員会を開催しております。内容ですけども、先ほど議員おっしゃったとおり、1階部分をどうするか、あとその曲子光男さんの絵画についての案件だとか、あとは2階部分のですね、研修室、これセシモニーホールの役割だとか、設備について、音響についても当然ですけども、これらについては5回にわたってですね、絵もしっかり書いてですね、こういうふうにして町ではやっていきたいよということで、一定の結論を出した上で町長に答申させていただいております。今後の予定でございますけども、外部検討委員会、今、公募の準備はしておりますけども、5月下旬に第1回の外部の検討委員会を予定しております、4回程度予定しております。それで10月上旬にはですね、この答申を受けましてですね、最終的には11月に外部の答申を受けた中で、この外部の答申の中でですね、方向性をしっかりと煮詰めて、町長に再度答申といった流れを作って、年度としては外部検討委員会は今年度で、今年度の11月で終了する予定では考えておりますけれども、そういう流れで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田縁教育次長。

○教育次長（田縁幸哉） 蘭越中学校の改修検討委員会、これについてはですね、まず設置期間ですけども、1年を想定しております。今年度予算のほうには基本設計のほうを予算計上しておりますので、その基本設計を行う過程の中で検討会では基本構成的な検討を想定しております、

検討するですね、検討を行う上でですね、教育委員会の考え方なんですけれども、まず長寿命化ですね、施設の長寿命化ということで躯体、それから内・外壁・屋上、ライフライン、充電施設というそういうものを主体にですね、まず検討しまして、そのプラスアルファとしまして、例えば脱炭素化なり、再生可能エネルギー、冷暖房、照明のＬＥＤ化、避難所の機能強化、コミュニティ施設の活用などですね、適正な総事業費に基づいてですね、検討を進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○７番（難波修二） 山開センターのそういう方向でかなり煮詰められているということで理解しました。相当議論になる点もあるんですけども、これまでの町の方々の意見を聴くとですね、ちょっとした発表できるようなステージ設備といいますかね、そういうものが是非欲しいという、そういうことをおっしゃる方もいますし、それから曲子さんの展示設備ということもありますし、それからいわゆるちょっとした葬祭事業ができるようなセレモニーホール的な機能という、かなり多方面での大きな要望があるんですよ。それに対応するというのは現状のあの施設を増築する中で、はたして可能なのかというところ、非常に難しい面があるだろうなというふうに私は思っているんですけども、是非、そういう方向で、新たに設けられる中で、きちっとした議論をしてもらえるような、そういうことで進めていってほしいなというふうに思います。

中学校のほうですけども、所管事務調査でもいろいろと現地を見せいただきました。例えば、芸術、技術関係のあそこの手前の棟の教室等ありますよね。そういうところとか、あるいは特別支援教室があるようなあっちの棟とかですね、非常にもっともっと有効活用に対応できるようなそういうスペースはあるんですけども、それだけに開設当時の子どもたちの数的にもですね、半減、３分の１減ぐらいになっていると思うんですけどね、その中でやっぱりこれからどうこうあの校舎全体を活用していけるのかっていうところで、非常にこれは難しい改修計画になるなというふうに思いますので、是非、そういうあたりをですね、専門的な立場の方の意見も聴けるようなですね、そういう場面を設けるとかですね、是非、より良いものになるように進めていってほしいという要望ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 山開センターのほうですけども、1回目に総務課長答弁したとおり、役場内で5回開催しました。検討を。この部分についてはですね、技術的な部分を建築係の担当も入れて、かなり技術的な部分をですね、審議させてもらいました。そういった今、構造にあってですね、これから増築するとなると、こういったものが必要か、あるいはその利用状況なんかも鑑みながらですね、より良い施設にするということを念頭に置きながら、5回検討させてもらいました。それを終えてですね、今度、町民の方と言いますか、利用されている団体の方を、委員をして幅広く選んで、先ほど議員、言われましたように、利用されている方ですから、いろんなやっぱり要望や、私たちの知らない実情を知ってるかなというふうにも思いますので、そのへんの意見をしっかりと吸い上げながらですね、しかし、財源ということもありますので、全てを今、叶えてあげるということもできないので、そのへんは調整しながら、しかしこれからまた長く使っていかなきゃならない施設、センターだっていうふうに思っていますので、できる限り、利用として、利用状況が良いような、そういう内容にして進めていきたいなというふうに思っているところでございます。また、以前から要望があった部分なんかも実はありまして、山開センターには。音響がですね、歌声サークルさんなんかは、音響がちょっと悪くて跳ね返りがないんだとか、あるいはちょっとした大きな集会を開く時に、段々になった席が、伸び縮みするような席があると良いということも町政懇談会の中でも聞き及んでおりましたので、そのへんもですね、もう一度精査しながら、この改修に合わせて、あるいは財源も含めてできるのかどうか、そのへんをしっかりと4回やるということですので、今年の秋ぐらいいまでは結論を出さなきゃならないというふうに思っておりますけれども、そのへんを吟味しながら進めていきたいというふうに思っております。終わりましたらですね、早速、実施設計に入って、改修ということになりますけれども、その間、改修の間は多分使えなくなるのかなというふうにも思いますけれども、できるだけ短期間と言っても、おそらく1年ではたたけないのかなというふうに思っていますので、そのへんも今後、考えていかなければならないかなというふうにも思っていますけれども、いずれにしても、繰り返しになりますけれども、町民にとって必要なセンターでありますので、長くまた使えるような施設に

改修していきたいというふうに考えておりますので、是非、御理解をお願いします。以上です。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 中学校の改修なんですけども、当初はですね、やはり一番傷んでいる外壁、内壁等、これを重点的にやっていこうという考え方だったんですけども、やはりほかの部分も老朽化により、非常に危ない、危険な箇所も出てきてますので、そうもいかないだろうと。内部で検討して、長く数十年間、この先使っていくということになりますと、淡々とですね、事務レベルで話を進めるのではなく、今回、その委員会の設置に当たっては、学校、校長先生をはじめ学校の先生たち、また地域の人たちもちょっと取り入れて組んでいこうということで進めております。難波議員言われるように、ピロティの部分、美術室等の部分もあり、また1階の平屋などところもあります。あのへんの活用方法、今、当初500人くらいいた生徒数が、今、100人程度ということもあります。実際、そこまで校舎全体を生徒たちが使うかというふうになると、また違う使い方のほうもですね、いろいろ御意見をいただきながら進めていくというかたちになろうかなと思います。当初であれば、早々に進めていきたいという考えではあったんですけども、やはりここは数十年長く使うんだということを前提にですね、1回、委員会を立ち上げて、しっかり将来を見据えた教育環境に進めていきたいという考え方で進めさせていただければなというふうに思いますので、いろいろまた御意見等いただきながら進めさせていただきます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号 蘭越町附属機関設置条例の一部を改正する条例

を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩をいたします。

再開は11時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第3号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、地方公務員法の趣旨に従い同様の改正を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、育児休業をすることができない職員、条例第2条第3号のア(1)の改定につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行うもので、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するものです。

次に、第3号のア(2)の改定につきましては、特定職に引き続きを、引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に改めるものです。

なお、第3号のア(1)を削除しましたので、(2)を(1)に、(3)を(2)に順次繰り上げるものです。2ページを御覧願います

次に、部分休業をすることができない職員、条例第20条第2号の改定につきましては、非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和を行うもの

で、次のいずれにも該当するを、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定めるに改め、同号ア及びイを削り、引き続き在職した期間が１年以上との要件を廃止するものです。

次の条例第２４条、３ページになります。第２５条の追加につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和４年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第３号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第６、議案第４号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この改正につきましては、各投票所の投票立会人等の引き受け手を確保するため、立会人の半日交代など職務に従事する時間について、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料③を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

条例第2条に第4項を追加し、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬につきまして、職務従事時間が6時間未満の場合に半額支給とするものです。

これまで、他の各種委員と同様、日額報酬を受ける者にあっては、職務従事時間が3時間未満の場合に、半額支給となっておりましたが、これを6時間未満の場合に半額支給できるよう改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

確認の意味で、今の説明で理解できたんですけども、これを見た時にですね、これまで3時間未満だったものが、6時間未満になると、そうすると、今までは3時間未満の場合は2分の1になりますよと、それが今度6時間未満にすると4時間でも5時間でも半分にしちゃうよということなのかなと思って、これはちょっとどういうことなんだろうと思ったんですけども、もしかすると、いわゆる全日勤務でなくて、半分、半分にして、今まで1人でやっていたところを2人にして楽にこう、従事できるようにしましょうということなのかなというふうに思ったんですけども、今の説明でそういう半日交代だということですので、そうい

う方向でよりこう短時間で従事する人が負担にならないような勤務でや
ってもらおうと、こういうことだということによろしいですね。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） これは投票所のこの背景なんですけども、いろいろこれまでアンケート調査の中でですね、この7時から6時までという長い時間、立会人等、従事する時間がですね、なかなか引き受け手が本当にいない状況というのは聞いておりまして、そのアンケートの中ではですね、半日交代だったらやってもいいよというのが多い現状でございました。その声に応えるために、今回この改正についてはですね、例えば、立会人ですと、今、1万900円、日額、7時から6時まで従事だとななるんですけども、これを3時間未満の場合にしか、今、適用されてませんので、選挙のこの立ち会いについてはですね、半日勤務で5.5時間勤務にしますと、このまま1万900円を支払わなければならないんですね。それを半分の5,450円ですか。仮に半額支給になりますと。こういう多く支払わないで、適正な価格をきちんとして報酬としてお支払いしたいと、そういったところでこの選挙の関係の立会人のほうを適用したいという条例の改正でございますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第７、議案第５号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第５号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和３年度人事院勧告による期末手当０．１５か月分の引き下げの内容を踏まえ、昨年１１月１９日に開催されました特別職報酬等審議会においての改定の答申を受けまして、議会議員及び特別職の期末手当についての一括改正を上程させていただくものです。

それでは、参考資料④を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、第１条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、条例第４条第２項中、１００分の２２２．５を１００分の２１５に、人事院勧告にならい、０．１５月分を減少するよう改めるもので、６月、１２月の支給をそれぞれ２１５と改正するものです。

次に、第２条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、第１条と同様に、条例第４条第２項中、１００分の２２２．５を１００分の２１５に改めるものです。

次の第３条の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、２ページ目になります。前条同様となりますが、条例第３条第３項中、１００分の２２２．５を１００分の２１５に改めるものです。

なお、附則第１項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

また、附則第２項から、３ページになります。第４項までは、特例措置で、令和４年６月に支給する期末手当の額から令和３年１２月に支給された額に２２２．５分の１５を乗じて得た額を調整額として減額する規

定となっています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第6号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第6号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和3年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当支給率の改正を行う必要があることから、上程させていただくものです。

それでは、参考資料⑤を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、条例第23条第2項の改定につきまして、職員に対して支給する期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の120に改めるものです。

第3項の改定につきましては、同項は再任用職員に対して支給する期末手当に関する規定ですが、同条第2項を読み替えることとされておりますので、第2項の改定と合わせて100分の127.5から100分の120に改めるものです。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

また、第2項は、特例措置で、令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給された額に127.5分の15を乗じて得た額を調整額として減額する規定となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号 蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第7号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この改正につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を目的とした昇給措置を講じるため、給料表並びに職種区分別の適用号俸の範囲について、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料⑥を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

2ページの下段を御覧願います。

まず、別表第1の給料表、主任保育士についてですが、その給料月額34万3,200円以下を34万7,600円以下に改めるものです。

次に、3ページの上段になります。

調理人44万円以下を44万4,000円以下に、町立診療所看護師39万5,900円以下を40万300円以下に、町立診療所薬剤師41万7,900円以下を42万2,300円以下に改めるものです。

次に、別表第2、職務の区分に応じて適用する号俸の範囲についてですが、会計年度任用職員の昇給措置に伴い、それぞれの職種に応じた適用する号俸の範囲の改正を行うもので、1一般行政職から7町立診療所事務員までの号俸の上限を、それぞれアンダーラインのとおり改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。

改善ということで、処遇改善ということで分かりますけれども、参考の３ページの医療介護職、福祉職、観光施設等の１級の方、職務の区分１級の方のこの号俸というのは変化ないみたいなんですけども、ここは、理由というか、ほかは全然こう１号ずつ、もしくは２号上がっているみたいなんですけど、そこの１級に対してのこの上がるというのがない理由はちょっと教えていただいて。お願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

今の確認なんですけれども、あれですか。福祉職のここの改定されていないところのことについて。

○３番（田村陽子） 福祉職の１級、あと観光施設等のところの１級というところは変更ないですね。

○総務課長（渡辺貢） お答えいたします。

今回の昇給措置につきまして、ここに該当する職員が存在していないということでございますので、あくまでも対象となる、現在１８０数名いるんですけども、一律処遇改善としてアップするんですけども、そこに存在していない方についてはそのまま変わっておりませんので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○３番（田村陽子） 今、存在していない、いらっしゃらない、在籍されていないから対象になっていないということだと思うんですけど、それはでもこれで、例えばそこに新しく１級の人が入るときには、この１０号のまんまが適用されるっていうこと、最初は１０号ということですよ。そういう認識で、何と言うんだろう。スタート時点でほかがこのように全て、多分１級、２級によってはね、やっぱり仕事量とかその専門性とかもあったり、いろいろあると思う、違いがあるので、一概には言えないのかもしれないんですけども、スタートする部分の、基本の基準というのはこの１級という部分、この３つの１級という部分は変えないでいく、今回いくということですか。それとも例えばこの後、そういう方たち

が対象で来られることもある時に向かって、この時点で、このタイミングで、この時代の今の大変な部分もあって改善されていくと思うんですけど、ここの1号ずつ上がる、上げておくという考えではなかったのかと、そこのところちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） この号俸については、上限でございますので、一番マックスの上の上限から変えたものでございます。最初の格付けにつきましては、在職年数とかそれぞれの面接に応じたところの格付けになりますので、今後、その職員がですね、年数もし加算されて、この時になったらまたここの部分も条例を改正して、上限を上にしていくと、そういったような流れになっております。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） じゃあそのタイミング、タイミングで、その時、その時にそのように改正が出てくるということで捉えるということですか。分かりました。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号 蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第8号蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第8号蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成4年から実施しておりました、高齢者生活福祉センターめなにおける、通所介護事業いわゆるデイサービス事業を、介護人材不足の懸念への対応、そして利用者へのサービス向上を目的として、同センターこんぶへの集約を行うことから、蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例、蘭越町介護予防・生活支援事業条例、蘭越町介護保険サービス事業条例に、それぞれ所要の改正が必要となるものです。

それでは、参考資料7、新旧対照表により御説明申し上げます。

最初に、蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例で、第4条でセンターで行う事業を定めておりますが、第1項でめな、第2項でこんぶで行う事業を定めるものです。今後、めなでは居住部門のみを提供し、こんぶでは、居住のほかそれぞれ定めるデイサービス等を行うこととするものです。

次のページにいきまして、第5条は、利用者の範囲を定めておりますが、第2項でデイサービスの利用対象者について文言の整理を行います。

つづきまして、蘭越町介護予防・生活支援事業条例で第3条で定めている、介護予防支援通所事業について、めなを削除するものです。

同じく3ページ、蘭越町介護保険サービス事業条例第2条で、こんぶで行うデイサービス事業のうち、介護保険によるものについて、従来、介護保険法第8条第17項に定める、地域密着型通所介護によるものでしたが、今後は、人数の規模も大きくなることから、同法第8条第7項に定める通所介護とするため、改正を行います。

次のページにいきまして、第3条では事業所の名称を蘭越町通所介護事業所こんぶと定め、めなを削除するものです。

第5条は、手数料について定めておりますが、介護保険適用のこんぶで行うデイサービス事業について、地域密着型通所介護を、通所介護とすることから、文言の整理を行っております。

最後に附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番永井議員

○5番（永井浩） すいません。昨日、淀谷議員からですね、いろいろ御質問あったと思いますが、質問の主旨はね、ちょっと議論していないところがあるので、実態は分からない。そして、今後どうするのかの説明を受けていないので、やっぱりこの条例改正で質問するしかないのかなって思いましたので質問させていただきます。まず1つは、居住部門は運営するんですけども、通所のところはなくなると、居住者のお風呂とかそういうのはどうなるのかなっていうところと、めなにあってお風呂の設備、こんぶにない設備だとかも確かあったと思うんですね。身障者を吊ったりなんかするやつ、そういう改築は、こんぶでするのかしないのかとかですね。それと、提案なんですけど、これは通所、通いのサービスをやっているところの部分というのは空くわけですから、今、私のお客さんでもそうなんですけども、冬だけ入れてもらっている、入居させてもらっているという方もいるんですね。農家さんだとか、夏場は周りの畑をやったりなんかするから自分の家でいいけど、冬になるととてもじゃないけど雪の処理だとか大変だからめなにお世話になるんだっていう人、空いていた場合は冬期間。そういう方もいらっしゃるって聞いてます。そういう話を私、直接聞いたんですけども、居住部門を増やしてですね、どんどん老人の方がですね、冬場だけでもとか、年中に關しても住めるように増やしたらどうかなと思うんですね。今後の使い方もなんか全然提示されていないので、こんなことを言うんですけども、例えば私の女房は旭川から来ているんですけども、今88歳と86歳のお父さん、お母さんがすごい元気で暮らしています。何の介護もしないで、紙パ

ンツも履かないでマニュアルの車運転して歩いてますが、どっちかが欠けた場合、やっぱり連れてこなきゃならない、その時にそういう施設に、入れるような施設で枠がいっぱいあれば良いと思うし、蘭越町においても、やっぱり自宅ちょっと大きすぎて、一人暮らしで大変だから、そういうところあれば入居したい、冬だけでも入りたいというような施設があれば良いと思うんですね。この機会だから、そういう居住部門の、せっかく空いたことだから、何と言うんですか。居住部門を改装して増やしたらどうかなと思いますし、4年度予算を見るとですね、30何万円しか変わってないんじゃないかな。確か。センター費が2,080何万円だったのが、今回、2,113万で、30何万しか上がっていませんけども、これで対応するのに、ちょっと数字間違えた、言っていること間違いかもしれないですけど、合併してね、30人対応して一気に運営するに当たっては、またお風呂だとか何とかの改築だとかしないでそのまま使うのか、ちょっと数字的にとかこの条例改正ではちょっと読みどころないところがあるものですから、そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） 永井議員の御質問にお答えしたいと思います。

詳細につきましては、今、担当のデイサービスセンターの職員も交えてですね、何回にもわたって集まって検討進めているところでございますけれども、現在までに決まっているところで、今、議員が御質問された部分につきましてはお答えしたいと思います。まず、居住部門にお住まいの方がデイサービスのお風呂を使うという実態はございませんので、その部分については問題ないかなというふうに考えております。居住の方は居住の方用のお風呂がありますので、それは当然、今後も使えるということで考えております。めなにある、おそらく議員がおっしゃっているのは、特浴といわれるリフトに吊ってですね、入るお風呂につきましては、それにつきましては、今後使用できなくなります。現状では使っている方がいないので短期的には問題ないんですけれども、いずれそういうのが必要になった方につきましては、一灯園さんに同様の施設がありますので、そちらのほうの使用を斡旋していきたいというふうに考えておりまして、それにつきましては、厚生事業団のほうにもお話をしてお

りまして、内諾をいただいております。それと、めなの空いた部分に居住部門を増やしてはという御提案でございまして、これにつきましては、地区の要望、地区の役員会の時にですね、同様の提案をいただきまして、私たちも検討したところなんですけれども、現状、めなの居住部門、過去1年間、3部屋ずっと空いた状態でございまして、ニーズが今のところない、議員おっしゃるとおり、冬だけ入ってほしいとかですね、短期的に出入りするということも、担当としては十分そのリクエストには対応していきたいというふうに考えておりまして、そういった意味では、あの施設、敷金とかもそういうのも設定しておりませんので、そういう要望があればですね、柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますし、今後そういうニーズが増えてきてですね、部屋が足りないということであればですね、またいろいろ御提案いただきながら、そういう方向に進めていくことはできるかなというふうに考えております。それと、予算に関してはですけれども、私も詳細な数字記憶しておりませんが、今回の統合につきましては、合理化を一番の目的には考えておりません。昨日、淀谷議員の質問にもありましたとおり、議論のスタートはそういうところもあったかもしれませんが、私たちがやっていく中で、利用者に不便をかけないということが一番の目的で、さらに言いますと、介護人材不足に対応するために、働く人たちにもしっかりと働いてもらえる環境を作っていきたい、その1つの大きな目的の中でやってますので、今回、人を減らすということは全く考えていないので、多少の経費は今後、重油代とかですね、そういうところは浮くかもしれませんが、今回の予算に限って言いますと、基本的にはそういう考え方ですので、ほぼほぼ同額の金額になったかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 蘭越診療所が急きょ予算がついて、建築をすることになって、共生住宅とかケアハウスだとかってというのが、今、棚上げになった状態になっているんですよね。やはりそのケアハウスだとか、共生型住宅のその中継ぎの意味でもですね、やはりまずはそういう敷金、礼金ない、入居単独で入ってもそんなに経費がかからないというようなところは、やはり将来的には作っておくべきではないかな、そしてまた共生型住宅とかそういうプランがあった時には、どちらが先になるか分から

ないですけども、それも一緒に審議してもらいたいと思います。いずれにしてもですね、町長ね、11月に言われてね、もう12月にはもう予算化しているわけですよ。きっとね。これやっぱりお話を伺って、各、文教常任委員会で揉んでもらって、そして全員で話し合って、内容を、いろんな情報を、今、聞いたような、本当に、そちらから見たらくだらないこと言ってるなと思うかもしれないけど、細かいことを揉んでから、やっぱりこういう条例化するべきではないかなって私は思って、ちょっと乱暴、変な言葉を使うと乱暴な、ちょっと順序がね、乱暴だったんじゃないかなって、もっとこう聞きたいこと、これからのプランをきちっと質問したり、聞いたりなんかすることができる場がなかったのはちょっと残念かなと思います。そのへんについてどう思いますか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

私が町政を執行していく部分の中では、やはり決断をもって行っているかなかったらならない部分があるということも御理解願いたいなという部分がございます。そのような中で、昨日、一般質問に出たですね、申し少し議論を深めていく配慮とか、そういう部分については、確かにもう少しその部分の中でお話ができる状態の中ですね、進んでいければ、総務文教委員会にもお話できたんですが、ずっと内部で詰めてきた中で、ある程度地域のいろんな条件とか、こんぶでもやっていける体制とか、そういうものも含めながら、一番の原因というのはめなの介護職員がもう2人しかいないという、そういうような状況にならざるを得なくなったということが大きな原因でした。このままだとめながこのままで、事業所がですね、うまく運営できない。そうすると、やはりこんぶのほうに統合を図って、その人方も含めてですね、一緒にサービスを行っていくということが必要ではないかというような部分の中で、私なりに提案をさせていただいた部分の中で決断をさせていただいたという部分があります。ですから、議員がおっしゃったとおり、もう少し、いろんな部分の情報を提供していただいて、議論を進めながら行っていくべきではないかという部分については、その部分は私は理解している部分もありますが、今回については、そういうような大きな条件もあったというような部分も御理解いただければというふうに思っております、それと併せて、議員が前に、以前ですね、一般質問でコンパクトシティ、そういう構

想を出して、町の中にいろんな共生型住宅、そういう高齢者の人方が住める、そういう住宅についても検討すべきだというようなお話をいただきました。現在、蘭越診療所の跡地については、今、その部分を含めてどうするかと、前の共生型住宅の検討委員会というのがそのまま残っておりますので、私はそこで今の診療所跡地をどうすべきなのか、そこをですね、その検討委員会の中で協議していただきたいというような部分は実は指示を出しております。そこでどういうふうな計画をもってやっていくのがいいのか、そういう部分を提案できるような部分でしたら、また議会のほうに、それはお話をさせていただいて議論を深めてまいりたいというふうに考えております。今回のその部分で、もう少し早めに言っていただきたいという部分は分からないわけではないという部分と、町としてその部分でどうしても判断せざるを得なかったということも御理解願いたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 蘭越町ではですね、町長の努力もあって、子どもに対しても優しい町ですし、老人に対しても、高齢者に対しても優しい町であってほしいので、その延長沿いに今回の条例改正があるんだと思っております。ただやはり、高齢者社会にやっぱりいち早くどんどんどんどん対応していくためにはですね、こういう事業もあるけれども、先手、先手でうっていかないと、高齢者が来ました、これからなんか造りますというのでは、本当に遅くなるので、今後も高齢者対策に対してはですね、政策に対しては本当に早めに打ってもらいたいし、私たちにも早めに情報はいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。質問は以上です。答弁はいりません。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

1番淀谷議員。

○1番（淀谷融） 永井議員が自分が言いたかったことちょっと言ってくれましたので、昨日、一般質問で、自分としては町長のほうから説明があって、ある程度の理解はしております。自分としては、やはり2つの施設を何とか運営していただきたいというのが本音でございます。その中で、今回、介護保険にかかっている人が介護事業所としての認定、その事

業をやるから事業所として廃止すると、施設としたらそうでなくても、機能としてはあるわけです。めなにあればそのデイサービスという機能は持っているわけですよ。一番問題なのは、スタッフがいないからということで、今回、こういう統合したということなんですけども、それで、もう1つのめなの利用、先ほど居住部門とかまだ増やせばっていうのがあるんだけど、まずあるものを、要は、介護認定を受けていない、これからそうでなくて健康で、そういう受けてない人のために、予防のためにその施設を利用する、サービス提供をしていくという手段もあるのかなと思って、それはまた人要るんですけども、ある程度の予防事業として、その施設を利用してできるんじゃないかなと思っております。それで、居住部門のことについてちょっとお伺いしたいんですけど、今、居住部門のだけに浴場があると知らなかったの、先ほど、課長のほうからあって、それは大丈夫だっていうことであつたんですけども、そこに今まではいろんなデイサービスの職員とかたくさんいたと、今度はそこに管理者、管理人かな。という部分置くのか分からないんですけども、やはりそこに居住している人たちの相談者がね、生活指導員とか、いろんな心配事とかうんぬんをやる、緊急時の時とか、やはりそういう福祉サービスを提供してくれる人がやはりいたほうがいいのではないかなと思うんです。思ってます。それで先ほど、もう1つあるのは、めなは3部屋、募集しててもなかなか来ない、入居者がいないということであつたんですけども、今、たまたま知っている人が入居したいんだけど、今回、入居したかったんだけど、そのデイサービス部門のここがなくなる、それを聞いて、それだったらやめるわって言う人もいたんですよ。やはり入居者にとっては、やっぱりそこもあるからそこに入りたいという方もおられるのかなというふうに思っております。そこで、今回、居住部門だけといったら、その人が入っている時に、すごく気持ち、さみしいイメージが出てくると思うんです。今までは隣、デイサービスやって賑やかだった、それがなくなって、孤立しちゃうとかなんか暗くなるようなイメージがある。やはりそのセンターとして、当時はそこで地域との交流とかうんぬんやっていたと、今度は居住部門と地域との交流とかそういうことを含めていって、なんとか運営していただきたいなと思っております。本当に、自分としてはちょっと、2つで、できればやっていただきたいんですけども、今聞いた中では、人材が足りないということでありますので、なるべくであれば人材も確保して、その何人か、介護保険使わない人、介護認定受けてない人たちの予防

のためにできる、スタッフも集めて、そしてそれを利用する人は介護保険でなくて利用料、ある程度のものをもって、その中でまた昔やっていたスタイルができるのではないのかなと思っております。そのへんも大変だと思うんですけども、できれば検討していただければなというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま御質問いただきました、2点の質問だったかなと思うんですけど、まず1点目のこの予防のためにあそこの施設を使ってみてはどうかという御提案でございました。これにつきましては、地区の役員会の中でも同様の提案をいただいております、現在、包括センターで実施しております健康事業をですね、現在は出張所でやっておりますけれども、それをあそこの施設を使ってできないかというのを、今、模索しております、指導員にもそういうプログラムが組めないかということで、今、協議を進めているところでございまして、現実に向けて動いていきたいというふうに思っておりますし、また居住している方々からですね、そこで健康事業やってもらえれば参加しやすいので、是非、お願いしますということでお話いただいておりますので、それにつきましては、そういうふうに進めていきたいと。そういった中で、当然、その施設、居住の方だけでなく地域の方の集まるような健康教室もやっていきたいというふうに考えておりますので、またそのへんにつきましては、具体的なものを担当のほうで考えていきますので、御理解いただいたいというふうに思います。

2点目の職員がいなくなってしまう、さみしくなるというようなお話だったかと思っておりますけれども、まず生活支援員につきましては、引き続き、現状と同じように配置していきますので、無人なるということは基本的にはないというふうに考えております。また居住者からの希望もありまして、現在実施しております健康確認ですね、につきましては、週1回程度になるかと思っておりますけれども、看護師が行きまして、デイの職員の看護師が行きまして、相談に乗る、健康状態を確認する、薬の服用状況を見る、そういったことを継続してやっていきたいというふうに考えております。また議員からお話がありました入居したいけどもデイがないからというお話につきましてはですね、入居者の中にも静かになっていいわという御意見もあったりしてですね、そのへんはそれぞれの考え方

もあるかなと思いますが、入居者でデイサービスを使うというのは基本的にはないのかなというのは、入居者は基本、自立した方が入る施設ですので、介護を受ける度合になっている方については入れないという、建前もありますので、あくまでも建前上の話ではありますけれども、その共存については問題ないのかなというふうに担当としては考えております。いずれにいたしましても、入居者にもですね、引き続き、めなの入居者に対しましても、しっかりしたケアをしていきたいというのは私たちも考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

９番柳谷議員。

○９番（柳谷要） 私も、永井議員や淀谷議員と同じ立場で、あまりこの提案については快く思っておりません。と言うのは、例えば、いろいろな疑問があるんですが、介護職員がどうしても足りないんだと、町長はこの原因どこにあるとお思いでしょうか。国の介護職員に対する介護手当というのは、詳しいことは分かりませんが、十分でないというのは通説でございますね。専門家から指摘されていると。１つ、この直近の課題であれしますと、職員を確保するのにどれだけ努力したかということ、まず１点、伺いたいと思います。その前に、募集するのにですね、大体年間給与の３割から３５％ぐらいの人材派遣会社に対して支払いが、これは普通言われております。非常にたくさんの経費がかかって、一灯園も今、それで大変だっという話を私も伺っておりますけれども、それであっても、募集、ただ、口は悪いですけど、募集の事実を作るために募集しました、いませんというね、私はどれだけ努力したかっていうのは、知りたくて伺うわけですけども、１つには、言いたいことは、１つには国の介護職員に対する手当、給与水準が非常に低いということ、低ければどうするかっていったら、確保するために自前で補填したり、いろいろする町村は、私はないのかどうかですね。自前で補填するっていう、それは一灯園はどうやっているか分かりませんが、人材の確保については、やっぱりこういう事業を抱えている以上、やっぱり蘭越でも考えなかったのかどうなのかっていう問題ですね。それからですね、合理化というのはいろんな事業所で時代に合わせてしなきゃならないのはよく分かるんですが、ちょっと計算してみますとね、時速５０キロで走ってですね、私をも

し、デイサービスを利用すると、めなに行くことになるかと思うんです。こんぶになる場合もあると思うんですが、こんぶへ行く場合ですね、私のところから行くと、片道素通りするだけで32分かかります。これがですね、乗る人数の関係で目名経由で港まで行くということになると約50分ですね。素通りするだけで。ですから半日仕事。職員の負荷とデイサービスそのものがサービスになるのかどうかというね、友達にも会いたいし、話もしたいし、爽快感も味わいたいからデイサービスには行くんだよっていうけど、やっぱり1か所にするというのは、ちょっと、町の中心にあればまた別でしょうけどね、こういうこともやっぱり考えていかなければならないというふうに思うんです。それでやっぱり職員の不足というのはいかんともしがたい、多分、いかんともしがたい問題あると思うんですけど、そのへんのところ併せてね、もう一回、答弁いただければありがたいというふうに思います。概略は、私はこの距離の計算もあるんですけども、このへんの負荷をどのように考えているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） 柳谷議員からの御質問でございます。

介護人材の不足の現状につきましては、御理解をいただきましてありがとうございます。そういった中で、まず人材の確保につきましては、一般の職員同様にハローワークその他を通じまして募集をしておりますけれども、おそらく議員が年頭に置かれている人材派遣会社ですとか、人材紹介業者を通じてということだと思いますが、そのへんについては、この1年間については基本的にはしておりません。ただ、予算もかかる話ですし、そういう費用をかけて人材を募集するということについては、皆さんからの議論の経過をいただかなければいけない、過去に事例がないわけではありませんけれども、町という立場でですね、そういう制度を使っていくことについては、皆さんとは十分な協議をしていかなければいけないかなというふうには考えるところです。町の中にもやはりですね、介護人材というのが潜在的な人材がいるわけございまして、そういった方に対して基本的にはお願いをしていくというのが1つの大前提になるかなというふうには考えております。現実、こんぶで現在働いていただいております職員については、5月から来ていただいて、募集をして、5月から来ていただいているんですけども、都市で140人

規模のデイサービスで働いていたという経験も持っているですね、非常に優秀な方を採用させていただける機会を頂きましてですね、こういった機会もあるかなというふうに思います。一方でですね、先般、採用した職員は、やっぱりちょっと対応できなくて1日で辞めるというようなこともあったりしてですね、非常に難しい状況であるというのは、御理解いただきたいというふうに思っております。また、車での移動が増える件につきましては、私の計算では、例えばですけども、港から目名、港から昆布の差は8.6キロです。ですので、10分程度の増になるのかなというふうに、単純に考えればですね、なるのかなというふうに考えるんですけども、議員が御心配するとおりですね、1台の車に1人乗るわけではなくて、何人も乗るわけですから、あちこち寄って、議員の試算になるのかなというふうに思うんですけども、そのへんにつきましてはですね、担当のほうでしっかりルートの選定とか、乗せる人の人数とかをですね、しっかり調整してですね、あちこち寄らないで、遠くの人はある程度まとめて乗ったらもうそのまま真っすぐこんぶに走ってくるというようなスタンスをとりながら、なるべく移動時間を少なくすると、移動することに伴い、高齢者の方も負担も増えますので、そういったところをしっかりと考えながらですね、今後もデイサービスを運営していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと簡潔にお伺いしたいと思います。

介護職員の皆さんですね、人材不足だとか、人材不足という結論にはなるんですけども、募集の努力、例えばですね、介護という仕事は、人と接する職業ですよ。これね、やっぱり見ている人と見ていない人がいるので、残念ながらね、ですから普段からやっぱり養成したり、心掛けて、この仕事理解してくれる人というのを育成していかないと、やっぱりうまくないんですよ。これ町で150人ぐらいですか。家庭にお年寄りを抱えているお母さんとか、2級の取得のために、町が中心になって、健康推進課ができた時でしょうか、養成をしたということがありますが、最近あまりそういう話を聞かないんですよ。非常にこう人材を育成するそういう、何と云うか、作業というのはですね、事業所そのものを町がやっている、蘭越にしたら町の責任でこれをやっていかないと、

やはりね、人いないよと、1か所にすれば、なんとなくやりやすいように思うけども、その分低下する、距離の問題だけじゃないですよ、サービスの低下というのは、どういうふうにしたらいいのって、これは解決の道がないわけですよ。だからそのへんのところもう一回、答弁お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のめなとこんぶを統合させたという部分については、合理化をしているということではないということは御理解を願いたいというふうに思っております。その中の1つにした部分の中でサービスをより向上をさせたい、そういう考え方を持っております。ですから、職員についてもですね、その中で1つにしたから町の職員もそこで減らせばいいのではないかと、そういう考え方は持っておりません。ですから、今の4月からの体制としては、きちっとセンター長を、管理職のセンター長を置きます。さらには、一般職員も3名を配置したいというふうに考えております。そのほかに会計年度任用職員として、介護職員6名、今現在です。さらに看護師4名、調理員2名、生活援助員1名、その中で今、サービスを祝日、土曜日、そういうものも対応できるようにやりたいという、そういうような部分で開設を行いということを理解していただきたい。その中で介護人材というのは、それぞれ今、4名ずつ必要な部分なんですけど、やはり2名、6名ですから、2名足りないんですね。これについては、また募集をしなければならないというふうに思っております。今年、執行方針でも述べさせていただきましたが、これまでは、2級ヘルパーを、高校生、一般の方々にとらせておりました。その制度は継続します。それと併せて、介護福祉士、1段階上ですね、そういう方を目指す、その方々に対しても、講座を開いて育成する、その事業を4年度から是非、実施をしていきたいというふうに思っています。これは、町の施設、ほかにですね、民間施設、その中でも介護人材のそこを対応する1つのですね、そういう一助になればというようなことも考えながら、私は新たな一歩、それを一段階上に、そういう研修も含めて助成をしたいというふうに考えております。町民の皆さんが2つある所を1つになった、そういう部分の中では不安はあると、そういう御意見は私も十分、心に留めた部分の中でですね、職員に対しては、それなりの職員を配置しますので、その遠い

方面からいけば、そこの人方を直接、昆布のほうまで運ぶ方法とかでも、先ほど、課長が言ったルートとか、それとかサービス、そういうものもできる限りですね、職員内部で努力をさせていきたいというふうに思っております。今、現在2月に入って、お互い職員が交互に交流しながら新年度に向けて、どのようにやっていけばいいかということを職員同士で今、いろんな面で勉強、研鑽しながら、やっている、そういう事実でもございますので、どうかこれから開業して、またいろんな問題出てくるかもしれません。そういう中でいろいろ御指導をいただきたいということもお願い申し上げて、なんとか新しい施設で、このセンターをですね、運営していきたい、それと併せて、人材確保については、いろんな部分の中で議員がおっしゃった、ほかの民間ではいろんな委託してですね、お金をかけてまで、外国人を含めて行っている状況もありますが、町でそこまでやれるかどうか、ただ私は今の段階では、民間にすぐ、これを移設というよりは、直営で当面は今の介護サービスというのを行っていかなかったらならないのではないかなという、そういう気持ちで職員ともなんとかいる人材でサービス低下ならないように頑張ってもらいたいというような部分でお話をしておりますので、御理解を願いたいなというふうに思っております。以上です。

○9番（柳谷要） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、ここで休憩をいたします。

再開は、13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第9号蘭越町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第9号蘭越町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

今回の改正は、ごみ処理に要する費用が年々増加していることから、ごみを出される町民の皆様に応分の負担を求めたく、ごみ処理手数料及びごみ処分手数料の引き上げをお願いしたく、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料⑧を御覧願います。

新旧対照表により御説明申し上げます。

別表第1の表中、1ごみ処理手数料の部、燃やせるごみ及び燃やせないごみの項、金額の欄中、40円を45円に、60円を70円に、100円を115円にそれぞれ改め、生ごみの項、金額の欄中、20円を25円に30円を35円に、60円を70円に改め、粗大ごみの項、金額の欄中、40円を45円に、2,200円を2,600円に改めるものです。

また、同表中、2ごみ処理手数料の部、失礼しました。ごみ処分手数料の部、粗大ごみの項、金額の欄中、125円を150円に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番難波議員。

○7 番（難波修二） はい。7 番です。

昨日、一般質問をさせていただきました。当初、私の中でもやややとしていたものは一定程度、理解はできたんですけれども、1 つは、かい離しているその負担率の問題については、応分負担ということで、町長のほうから個人的にはその25%程度ということ想定していると、こうようなお話がありました。やっぱりそういうものがないかなと、度重なる改定ということは、そんなにあってはいけないなという、そういう素朴な心配があります。それからもう1 つは、業者のやっぱり、その度重なる値上げの意向にどう対応していくかと、これについては、参加するその協議会全体として、3 年間の契約締結ということ踏まえてやっているということで、これについても、そんなに度重なることがないんだらうと、こういうことで理解はしましたので、おおむね賛成をしたいというふうに思います。ただ、昨日も最後に申し上げましたけれども、やっぱりこういう直接、住民の負担の増加に関わるようなですね、こういう提案については、是非、やっぱりその時間をかけた丁寧な説明ということですね、やっぱり取り進めてほしいという、そういう希望はありますので、是非、この手数料改定に関わらずですね、そういう類のものについては、十分な時間をかけて、町民の皆さんに説明をして、また議会に対してもですね、そういう検討の場を設けていただいた上で、作業を進めると、こういうことについて、是非、お願いをしたいというふうに思うんですけれども、改めて、その点について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 難波議員の御質問にお答えいたします。

住民への説明ということなんですけど、昨日、一般質問で町長も答弁させていただいたとおりですね、このごみ処分手数料の改定につきましてはですね、令和2年度の町政懇談会の中から、住民の皆さんのほうに周知していたところでございます。それで、今年度、町政懇談会の資料にですね、改正する料金の、具体的な料金をですね、掲載させていただいて、住民の皆さんに周知をしたところでございます。時間かけるべきで

はないかということで、もう少し丁寧な説明ということも必要だったと思うんですが、今、この条例ですか、可決いただきましたらですね、すぐにでもホームページに掲載だとか、ふれあい通信で皆さんにお知らせするだとか、そういうような手段でですね、行っていきたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 私が今、言ったのは、今後、こういう類の改定をする条例案を提案する場合については、やっぱり事前に十分な時間を費やした、そういう作業を進めてほしいという、そういうことを申し上げたつもりなんですけども、町長の答弁、お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

いろんな手数料について、値上げをするという部分の中には、やはり町民の負担とか、そういうものがいかにですね、及ぼしてくるかというものを慎重に検討しながら行わなかったらならないというのは、十分、職員共々日頃から指示をしながら行っているところです。今回、このようなかたちで町民には事前に周知をしながら、議会のほうにもですね、その協議という部分が出てくるというふうなことはあります。今後についてということですので、今のごみの協議会、さらには今、毎年、見積もりをもらって、実は、単価、そういうものも協議をしていく状況がありますので、大きな変動とかですね、そういう部分があって、かなりの住民負担、そういうものが影響が出てくる、そういうような場合にはなるべく早く、議会とも協議をさせていただきたいし、町民にも周知をしていく、そういうような方法をとりたいというふうにも思っております。ただ、私、今、非常に心配をしているのは、この、今、コロナ対策も含めてですね、物価がかなり高騰している、そういうような状況の中がありますので、このごみの部分についても人件費、その他、いろんな機械、そういうものが、燃料費も含めて、上昇するという部分の中でこれから協議会でどう委託業者も話し合いをされてくるのかという部分もありますので、そのへんのところは、逐次ですね、そういう話があった部分の中で、町として判断をしなければならない、そういうふうな時が出れば、議会

のほうにも是非、相談しながら、進めたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

5 番永井議員。

○5 番（永井浩） ちょっと心配なのでお尋ねします。

この価格改定はあくまでも処理費の値上げによるものということで理解してますが、根本的に袋代、今、私のところも町のごみ袋ですね、契約させていただいてますし、国道だとか道道だとかの維持用の袋とかそういうのを取り扱っているんですが、値上がりだけならいいんですけども、物が入ってきません。物がないんですよ。そこで蘭越町の指定のごみ袋なんですけども、在庫状況とこれから再オーダーかける時に、袋代の値上げとかそういうことが、絶対生じてくると思うんですが、そのへんについてはどうなんでしょう。十分、何年も1 年分ぐらい在庫ストックしてありますよとかっていう状況というのは、今現状どういうふうになっているか教えていただきたい。と言うのはね、買い物に来てくれたやっぱ奥さんが何でも値上がりするけれども、袋どうなんだろう、値上がりするのかねっていったらこれは処分料として袋代は上がるんですけども、袋自体はどういうふうなことになるかお尋ねいたします。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 永井議員の御質問にお答えします。

実際の袋の在庫ということだと思うんですけど、今のところですね、次の補正のほうでもお願いしているんですけど、ごみ袋の在庫数がちょっと足りなくなってきたるものですから、補正じゃないですね、ごみ袋の在庫数が少なくなってきたるものですから、今の執行残の中でですね、発注をかけている段階で、足りなくなるということはないように進めております。これからのごみ袋の購入なんですけども、4 月に1 年間の見積合わせをしまして、大体、業者から入ってくるのが7 月ぐらいに納入予定ということで、毎年進めさせてもらってますので、それで1 年分の、約1 年ぐらいのそのストックを確保して、皆様に、商店さんのほうにもお渡しするという状況になってますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 今のところ心配ないということなのかもしれないんですけども、怖いのはうちら商売やっていてもそうなんですけども、発注かけても来ない、見積もりいただいて契約しても来ない、そういうことが生じているようになりました。この戦争が始まってから余計そういうことになっているので、世情の状態で今、すごく物の動きだとか価格だとか、価格が暴騰するだけならいいんです。物がなくても暴騰しちゃうので、そのへんのことよく考えて、途中でやっぱりだめでしたということにならないように対処願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 業者のほうにですね、逐次、そういう今の情勢だとか考えてですね、担当のほうから連絡させていただいて、本当に大丈夫かどうか、常時確認しながらですね、そういうことを進めていきたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○5番（永井浩） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号 蘭越町廃棄物の減量及び処理の関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第10号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第10号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

2枚めくって、提案理由の箇所を御覧ください。

今回の改正は、高齢者等以外の単身者の入居需要に対応するため、条例第6条の公営住宅の入居資格のうち、同居親族の要件を廃止すること、及び毎年度条例第14条の規定に基づく家賃の改定を行うために、改正するものであります。少し説明を加えます。

まず、前段の同居親族要件の廃止ですが、これは、平成23年に改正された公営住宅法で、同居親族要件が廃止されましたが、その際、自治体が、引き続き、単身入居について一定の制限が必要と判断した場合には、条例で措置することとされたため、平成24年4月1日施行の条例改正を行ったところであります。

当時は、都道府県を含む多くの自治体が同居親族要件はなお必要と判断し、本町においても、世帯向けに建設された町営住宅の本来の機能を十分に活用するためにも必要と考え、同居親族要件を存置したところであります。しかしながら、近年は、単身用公営住宅の応募が多い一方で、世帯向け住宅の応募が少ないことから、入居されない部屋数が増えている状況にあるため、単身者入居の需要増を背景として、同居親族要件を廃止するものであります。

次に、後段の家賃の改定であります。これは、毎年度行っているものであり、その算定基準は、公営住宅法施行令第2条及び第3条の規定に基づくものであります。家賃は収入の階層ごとに定めており、それぞれの住宅には家賃に一定の幅を設定しています。家賃の改定においては、一定幅の下限額は、住宅の経過年数により引き下げられる傾向にある一方で、上限額は、建築時と同等の住宅を再整備した場合の建築費用の推定額を基準とすることから、一般に引き上げられる傾向にあります。

では、参考資料⑨を御覧ください。

アンダーラインが改正箇所です。

第6条の条文中、（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める者（次条第2項において老人等という。））にあっては第2号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法、平成7年法律第14号第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号）を削ります。また、同条の第1号を削り、第2号を第1号に、第3号及び第4号をそれぞれ1号ずつ繰り上げます。2ページですが、第7条第2項中、前条第2号を前条第1号に改め、（老人等にあっては、同条第2号、第3号及び第4号）を削ります。3ページです。

第9条第5項中、寡婦をひとり親に改めます。第28条第1項中、第6条第2号を第6条第1号に改めます。4ページ、5ページとなりますが、別表の家賃をこの表のとおり改めるものであります。

最後に、附則として、この改正条例の施行日を令和4年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１３、議案第１１号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の規定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第１１号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は、字大谷２６８番地１にあります高齢者グループホームらんこしです。

指定管理者となるものは、字大谷２７２番地、社会福祉法人蘭越厚生事業団、理事長住吉邦幸で、指定の期間は令和４年４月１日から令和９年３月３１日でございます。

管理業務の範囲は、蘭越町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例で定める業務です。

公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

３番田村議員。

○３番（田村陽子） ３番田村です。お伺いいたします。

指定管理者の件ですけれども、指定の件ということで、昨年の定例会でも指定管理者の指定の手続きとか、流れとかそういうことでちょっと御質問させていただいたこともあるんですけれども、今回の蘭越、高齢者グループホームらんこしの指定に関しての指定管理者の公募があったのかどうなのか。そして、指定者にこの名が挙がって指定を決めた、指定したという理由をお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいまの御質問にお答えいたします。

本件につきましては、平成25年から実施している指定管理において実施しているところでございますけれども、今回の期限の到来に伴いまして、規則の、条例の施行規則に基づきまして、公募に準じた書類による申請ということで、取り扱いを行いました。前段に他の団体からも問い合わせ等があればですね、広く公募ということもあるのかもしれませんが、本件につきましては、長年、この事業団、蘭越厚生事業団のほうでやっていたという、また、事業が安定しているという観点からも、円滑な実施をしていただいているこの団体のほうに引き続きお願いしていきたいという考えのもと、こういう手続きをとらせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 公の指定管理者の条例、第5条にも公募をしなくても選定することができるということも、もちろんありますし、第4条にてサービスの向上、安定、図られると、それによって公募はしなくても決められるということも書いてますので、そういう意味でこの団体にとということなのでしょうけども、今後、この切り替えて、次の指定期間の間、この団体の運営なり、そういう能力、そういうものがきちり備わっていらっしゃるということで指定されたのだと思うんですけども、そここのところの確認をしっかりされているかどうか。あとは昨年、運用マニュアルなども制定したらどうですかということで、お話をさせていただきまして、総務課長のほうも検討してみると、しているとおっしゃっていたと思います。その後、この指定管理者の指定に関するそういうマニュアルなんかの整理とか、そういうもの、昨年、おっしゃった、検討するとおっしゃってましたけれども、そここのところの検討はあったのかどうか、今後、いろんな様々な施設が指定管理としての施設として町が願います、そういうことになるかもしれない中で、そういうものがあつたほうがいいのではないかという御提案でしたが、そここのところの状況というか、お考えをお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） ただいま議員御指摘のとおり、公の施設に係る指定管理者につきましては、新規ではございません。今回、継続でございましたので、今まで円滑に事業を行ってくれている団体にということで、決めさせていただいたわけですが、当然にしてですね、必要のある手続きの書類につきましては、提出をいただきまして、我々のほうでしっかり内容を精査した上で、大丈夫ということで、今回提案に至っている経過でございます。内容につきましては、基本的には収支の決算ですとか、事業の報告、例年行っている事業の内容とかですね、そのへんが適切かどうかというのはしっかり判断させていただいたところでございますし、なにより介護施設でございますので、法令に基づいた運営がしっかりされているか、そこが大事なことかなというふうに思いますので、適当な人員配置になっているか、そういう指導体制ができているか、そういったものを、今回の書類だけでなくですね、グループホームらんこしにつきましては、先ほどのデイの時に話がありました地域密着型というかたちの中で、私たちも日常の運営に関わっておりますので、そういったところもしっかり考えた上でですね、今回の提案に至っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。指定管理の進め方につきましてはですね、おりしも前回も私の提案でございましたけれども、貴重な公共財産をですね、私人に扱わせるという意味で、議員のおっしゃったとおりですね、相手方誰でもいいというわけにはいきませんので、そこはしっかりとした法人なり、個人でも、慈善人でもしっかりした選定をしていかなければいけないというのは、御指摘のとおりでございますので、しかしそれを一律にマニュアルも考え方としてはあると思いますけれども、一律にやるのではなくてですね、施設に応じた考え方というのがあると思いますので、そのへんは内部でしっかり精査してですね、誤解のないように進めていきたいというふうに思います。広く募集をすべきものというの、当然あると思いますし、今回のケースのように、5年ごとに事業体が変わると大変混乱するというようなケースもございますので、これにつきましては、施設ごとにまた、その状況に応じて対応していくことになると思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） マニュアルとか、運用マニュアルというのは、作成

するつもりはないということによろしいのでしょうか。その都度、その都度でされると。運用マニュアルは全般的なことであっても、例えば、今おっしゃったみたいに、個別に、特別にそういう性質のあるとか、広く公募したほうがいいものがあるとか、もちろんそういう種類もあるとは思いますが、全体の指定管理者に対するこの公募のやり方、選定の委員会を作るとか、そういう意味での全体の流れとしての指定管理者のマニュアルというのはけっこう全国で作っているところあるんですよ。そういうのもちょっと拝見、覗いてみながら、見える、見える指定管理者の、例えば、別に公募しない、今回みたいな性質のものは、公募しないなら公募しないということ、あっても当然だとはもちろん思うし、ただこの1つの指定管理者制度を使っていく、蘭越町としてのその1つの流れの中で、ある程度の枠というものを作っておいたほうがいいのではないのかなというふうにはちょっと去年から思っていますので、そこをね、今後、ちょっとこの指定管理者制度に関して、ちょっと町のほうでちょっと検討していただければなと思います。そこを最後お願いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 昨年、田村議員から、指定管理のことについては、検討するといったことで、私のほうでもいろいろ調べさせていただきました。大きな市とかですとね、おっしゃるとおりそういう選考に関わってマニュアルというものを明確に示されているのは存じております。それで、うちの公の施設、いわゆる34施設あるいろんなセンター、個別にも指定されて運営委員会等々の地域のものというのが、おおむね9割方そういう施設でございます。そういった中でマニュアルをあえて作成するというところの、今まだ検討しておりますけども、どういった意味で、どういうふうにしてというところまでは、まだ実際には運用に対しては詰まっていない状況なものですから、もうちょっと時間かけてですね、今、梅本課長言ったとおり、そのこういうグループホームみたいな施設もありますので、一括して一元化して、同じような取り扱いでどうだっているところはたして適正なのかどうなのかっていうのも、十分、内部で検討しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１１号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１４、議案第１２号町道の路線変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第１２号町道の路線変更について御説明いたします。

参考資料⑩を御参照ください。

２路線ありまして、最初は路線番号１３７、路線名は石淵逆川沿線です。

左下の拡大図で、青の点線が既存路線で、赤い線が変更路線となります。

当該路線は、平成３１年度からの道路改良工事により、路線の起点を移動したことから、路線の変更をするものであります。

図面下の表となりますが、起点が字淀川１９９から字淀川１９９－１に変更することにより、総延長が１，６９３．８８メートルから１，６３２．５１メートルに、実延長が１，６８７．３８メートルから１，６２７．５１メートルに変更いたします。２枚目を御覧ください。

次は、路線番号２７６、路線名は川上１号線です。

当該路線は、北海道新幹線トンネル掘削工事において、事業主体である通称鉄道運輸機構が掘削土の運搬のため、道路の舗装と合わせ、強度の高い工事用の仮橋を設置し、一時的に道路の線形を一部変更したものであります。

昨年、工事が間もなく終了することを前提として、この強度の高い工事用仮橋を、鉄道運輸機構から無償譲渡を受け、今後、当該橋りょうを町道路線の橋梁として使用したいことから、路線区域の変更をするものであります。下の表を御覧ください。

起点が字川上から字川上247に、終点が字川上から字川上21-1に変更することにより、総延長、実延長ともに5,894.66メートルから5,899.50メートルに変更いたします。

以上、町道2路線の区域を変更いたしたく、道路法第10条第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号町道の路線変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、議案第13号令和3年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第13号令和3年度蘭越町一般会計補正予算第11号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算総額は、68億1,689万4,000円で、歳入歳出それぞれ3億2,181万2千円を追加し、71億3,870万6,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次の繰越明許費ですが、第2表繰越明許費によるものです。後ほど御説明申し上げます。

次の債務負担行為の補正ですが、変更で、第3表債務負担行為補正によるものです。後ほど御説明いたします。

また、地方債の補正ですが、追加及び変更で、第4表地方債補正によるものです。こちらも後ほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

18ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額308万1,000円の減。8旅費266万円の減。議会研修旅費162万7,000円の減から、職員旅費67万6,000円の減まで、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会・要望活動等の中止によるものです。10需用費10万円の減。印刷製本費で執行残です。18負担金補助及び交付金32万1,000円の減。負担金として、諸会議25万4,000円、後志町村議会議長会6万7,000円をそれぞれ減額するものです。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額323万円の減。特定財源のその他7万5,000円の減は、社会保険料です。1報酬116万4,000円の減。会計年度任用職員報酬で、育児休業によるものです。4共済費106万6,000円の減。北海道市町村総合事務組合負担金91万6,000円の減は執行残です。次のページになります。社会保険料15万円の減は、会計年度任用職員の育児休業によるものです。8旅費100万円の減。研修旅費の減で、新型コロナウイルス感染症の影響により職員研修等の中止やオンライン研修の増加により、旅費を減額するものです。

4目財産管理費、補正額29万7,000円の減。11役務費29万

7, 000円の減。施設解体撤去手数料で執行残です。

5目企画費、補正額79万1, 000円。11役務費79万1, 000円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で、道路工事等に伴う電柱の建替えによる光ケーブルの移設の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。

11目住民運動振興費、補正額76万2, 000円の減。18負担金補助及び交付金76万2, 000円の減。蘭越町市街地区連合町内会補助金で除雪機購入に係る執行残です。

13目施設管理費、補正額22万5, 000円の減。12委託料22万5, 000円の減。耐震診断業務委託料で執行残です。

15目財政調整基金費、補正額1億9, 000万円。24積立金1億9, 000万円。財政調整基金に1億5, 000万円。20ページになります。減債基金に4, 000万円、それぞれ積み立てさせていただくものです。これにより、基金の現在高は、財政調整基金で15億972万円、減債基金で3億1, 045万円となり、一般会計ベースでの基金現在高は48億4, 564万円となります。

16目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、参考資料^⑪で御説明いたしますので、御覧願います。補正額は1億1, 426万3, 000円です。

歳入になります。特定財源の国道支出金1億1, 391万7, 000円の内訳でございますが、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金992万3, 000円。同じく接種体制確保事業補助金774万1, 000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9, 602万7, 000円。学校保健特別対策事業費補助金22万6, 000円です。また、特定財源のその他34万6, 000円は、諸収入で社会保険料です。

つづいて、歳出になりますが、1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、事業費は1, 801万円で、財源は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、同じく接種体制確保事業補助金及び社会保険料です。事業内容は、新型コロナワクチン3回目の接種に当たりまして、4月以降65歳未満の町民等を対象に、現在、接種に向けての準備を取り進めておりますが、この接種業務に必要な費用の補正をお願いするものです。事業費の内訳でございますが、報酬273万6, 000円で、保健師・看護師等の会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当です。次の、職員手当等235万4, 000円は、職員の時間外勤務手当、管理

職員特別勤務手当、会計年度任用職員の期末手当です。次の共済費70万1,000円は、社会保険料です。次の報償費7万2,000円は、予防接種健康被害調査委員謝礼です。次の旅費1万円は、会計年度任用職員の費用弁償です。次の需用費117万7,000円は、消耗品費、燃料費、食糧費、被服費、医薬材料費です。2ページになります。役務費27万3,000円は、郵便料、電話料、接種料請求事務取扱手数料です。次の委託料1,054万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料及び医療廃棄物収集業務委託料です。最後の使用料14万円は、接種管理システム使用料です。なお、事業費は全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

2点目になります、議場内感染拡大防止対策事業で、事業費は350万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議会映像・音声を役場庁舎内及びインターネットによるライブ配信をすることで、傍聴席の三密対策とあわせ、町民によく見え、わかりやすく、参画できる議会運営を推進するものです。事業費は、議場映像設備一式350万円で、全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。

3点目は、消防蘭越支署感染症対策事業で、事業費は60万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、蘭越支署職員の救急業務等公務に係る感染予防対策を図るもので、感染防止ジャンパー・ズボン10組を購入するものです。事業費は、被服費60万円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

4点目は、建設業等経済対策事業で、事業費は4,425万5,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、必要性の高い修繕事業・製作事業等を早期に実施することで、町内業者の雇用の維持等を図るもので、事業費は修繕料として開基100年の森公園東屋修繕事業70万円から、町民プール管理棟外壁張替修繕事業586万3,000円までの7事業と、工事請負費として、保健福祉センター屋根防水改修事業1,700万円。町民センター空調設備増設事業1,155万円。また、備品購入費として、ごみ保管箱製作事業75万9,000円となります。全額繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用するものです。3ページになります。

5点目は、健康管理システム等整備事業で、事業費は、1,418万1,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、毎年行っている予防接種や成人検診等の保健事業に

ついて、町民個人の健康情報をデジタルデータで管理するシステムを導入するもので、過去から現在に至る個人ごとの健康情報の分析等から今後の地域保健活動の推進を図るものです。事業費は、健康診査等管理システム整備負担金1,311万6,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金106万5,000円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

6点目になります。通所介護事業所空調整備事業で、事業費は137万5,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、高齢者生活福祉センターこんぶの厨房内の空調環境を整備することで、感染予防対策を図るものです。事業費は厨房用エアコン137万5,000円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

7点目は、新しい生活様式に対応したオンライン環境整備事業で、事業費は54万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民センターでの双方向のオンライン講習会・セミナー等が増えていることから、リモートセミナー等の多様化に対応するプロジェクターを購入するものです。事業費は備品購入費54万円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

8点目になります。蘭越小学校感染症対策事業で、事業費は45万4,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金22万8,000円。学校保健特別対策事業費補助金22万6,000円です。事業内容はコロナ感染症対策の徹底と、児童の学習保障等を支援するもので、蘭越小学校へ加湿器6台を整備するものです。事業費は備品購入費45万4,000円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

9点目になります。給食センター環境等整備事業で、事業費は678万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、給食センター内の衛生管理を強化するため、燃焼能力の高い真空式温水設備を導入するもので、事業費は設備の更新費用として修繕料678万円で、全額繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。4ページになります。

10点目は、公営観光施設維持支援事業で、事業費は2,600万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は交流促進センター幽泉閣の宿泊・会食・その他利用客の大幅な

減少により、収入に大きな影響が出ていることから、今後の経営維持を図るため、温泉旅館幽泉閣特別会計繰出金として2,600万円を支援するものです。

最後の11点目は、事業完了分の執行残を減額するもので、蘭越町緊急経営融資対策事業費補助金99万2,000円。新型コロナウイルス感染症対応サポート事業補助金44万円をそれぞれ減額するものです。

申し訳ございませんが、補正予算書の23ページにお戻りください。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額207万9,000円。特定財源の国道支出金233万2,000円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。18負担金補助及び交付金207万9,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、マイナンバーカードの一元化に係る社会保障・税番号制度システム改修費272万8,000円の追加、また戸籍システム関連費用64万9,000円を減額し、合わせて207万9,000円を追加するものです。なお、社会保障・税番号制度システム改修費272万8,000円につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するものです。

2款総務費 4項選挙費 2目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、補正額42万円の減。昨年10月に執行されました、衆議院議員選挙において、経費の精算が完了したことから、その不用額を減額するものです。特定財源の国道支出金42万円の減は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金です。3職員手当等42万円の減。時間外勤務手当25万8,000円。管理職員特別勤務手当16万2,000円を、それぞれ減額するものです。

2款総務費 6項監査委員費 1目監査委員費、補正額50万6,000円の減。8旅費42万8,000円の減。委員旅費29万3,000円。24ページになります。職員旅費13万5,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や延期によるものです。13使用料及び賃借料1万円の減。駐車場借上料の減です。18負担金補助及び交付金6万8,000円の減。負担金として諸会議5万円。後志町村等監査委員協議会1万8,000円をそれぞれ減額するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額939万円の減。特定財源の国道支出金82万6,000円の減は、国民健康保険基盤安定負担金、地域少子化対策重点推進交付金、地域づくり総合交付金です。地方債60万円の減は、福祉灯油等給付事業債、過疎債ソフト分

です。その他 71 万円の減は、地域福祉基金指定寄附金です。19 扶助費 156 万円の減。在宅障がい者施設通所費扶助 40 万円の減から、人口透析患者通院交通費助成事業扶助 10 万円の減まで執行残です。次のページになります。24 積立金 71 万円。地域福祉基金積立金で、4 件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。27 繰出金 854 万円の減。国民健康保険特別会計繰出金です。

3 目老人福祉費、補正額 160 万円の減。10 需用費 20 万円の減。燃料費で、軽油の執行残です。12 委託料 60 万円の減。臨時運転業務委託料で執行残です。19 扶助費 80 万円の減。高齢者町営温泉利用料軽減事業扶助で執行残です。

6 目自立支援給付・措置費、補正額 670 万円の減。特定財源の国道支出金 52 万 5,000 円の減は、自立支援給付費負担金、地域生活支援事業補助金です。19 扶助費 670 万円の減。老人福祉施設措置費 600 万円の減から、26 ページになります。日常生活用具給付 20 万円の減まで、執行残です。

7 目ふれあいプラザ 21 費、補正額 9 万円の減。17 備品購入費 9 万円の減。温水洗浄便座で、旧蘭越診療所の温水便座をふれあいプラザへ移設したことによる減額です。

9 目後期高齢者医療費、補正額 1,644 万 1,000 円の減。特定財源の国道支出金 77 万 3,000 円の減は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。18 負担金補助及び交付金 1,533 万 8,000 円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、令和 2 年度市町村療養給付費負担金の確定及び精算によるものです。27 繰出金 110 万 3,000 円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。

10 目介護保険事業費、補正額 413 万 8,000 円の減。18 負担金補助及び交付金 413 万 8,000 円の減。後志広域連合負担金の減です。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、補正額 268 万 9,000 円の減。特定財源の国道支出金 22 万 1,000 円は、保育士等処遇改善臨時特例補助金です。18 負担金補助及び交付金 268 万 9,000 円の減。負担金として羊蹄山ろく発達支援センター 31 万 6,000 円の減は、負担金の確定によるものです。次の、広域保育所入所負担金 239 万 4,000 円の減は、転出等による広域入所児童の減によるものです。次のページになります。家庭的保育事業給付負担金 20 万円の減は、受入児童数の減によるものです。次

の保育士等処遇改善臨時特例補助金22万1,000円は、町内私立教育・保育施設2か所において処遇改善特例事業の実施によるものです。

3目蘭越保育所費、補正額233万3,000円の減。特定財源のその他25万8,000円の減は、蘭越保育所給食費負担金です。1報酬190万円の減。会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当相当分です。3職員手当等9万2,000円の減。会計年度任用職員の期末手当です。7報償費7万円の減。児童劇団巡回公演謝礼で、新型コロナウイルス感染症の影響により巡回公演の中止によるものです。8旅費9万1,000円の減。職員旅費で、新型コロナウイルス感染症の影響により会議・研修会等の中止によるものです。10需用費18万円の減。食糧費の30万円の減は、保育所等給食費補助事業の実施に伴い、給食費支払対象世帯の6月分を減額するものです。次の、電気料12万円は、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。28ページを御覧願います。

4目昆布保育所費、補正額71万円の減。特定財源のその他7万6,000円の減は、昆布保育所給食費負担金の歳出充当を、減額するものです。1報酬60万円の減。会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当相当分です。10需用費11万円の減。食糧費の11万円の減は、保育所等給食費補助事業の実施に伴い、給食費支払対象世帯の6月分を減額するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額1,655万6,000円の減。特定財源の地方債630万円の減は、倶知安厚生病院第2期整備費用負担事業債と、嘱託医師確保対策事業債、過疎債ソフト分です。18負担金補助及び交付金1,655万6,000円の減。倶知安厚生病院第2期整備費用負担金で、今年度予定しておりました既設棟改修工事が、令和4年度の着工となり、工期が1年延長となったことによるものです。

2目予防費、補正額192万円の減。12委託料200万円の減。がん検診委託料140万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、冬のミニドックの中止によるものです。次の、予防接種委託料60万円の減は執行残です。22償還金利子及び割引料8万円。緊急風しん抗体検査等事業補助金返還金で、令和2年度補助金精算に伴う返還金です。

5目蘭越歯科診療所費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債58

0万円は、嘱託医師確保対策事業債で過疎ソフト分です。次のページになります。

6目蘭越診療所費、補正額96万円。特定財源のその他700万円の減は、保険診療収入です。10需用費96万円。医薬材料費で、薬・ワクチン等の医薬品に不足が生じることから、追加をお願いするものです。

7目保健師活動費、補正額26万2,000円の減。8旅費26万2,000円の減。職員旅費で、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議・研修会等中止によるものです。

8目保健福祉センター費、補正額26万1,000円。10需用費26万1,000円。修繕料で、保健福祉センターのボイラー循環ポンプが故障したため、交換修理をお願いするものです。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額100万円。12委託料100万円。羊蹄山麓地域一般廃棄物処理業務委託料で、粗大ごみ処理量の増加が見込まれることから補正をお願いするものです。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費、補正額161万1,000円の減。8旅費115万円の減。新型コロナウイルス感染症の影響による会議・研修会等の中止に伴い、委員旅費、職員旅費をそれぞれ減額するものです。11役務費1万6,000円の減。旅行取扱手数料です。13使用料及び賃借料28万2,000円の減。自動車借上料です。30ページになります。18負担金補助及び交付金 16万3,000円の減。諸会議負担金です。

3目農業振興費、補正額253万2,000円の減。特定財源の国道支出金13万3千円は、強い農業担い手づくり総合支援交付金、環境保全型農業直接支払交付金です。地方債10万円の減は、黒松内町堆肥センター改修事業債で、その他の4万6,000円は、機構集積協力金返還金です。18負担金補助及び交付金257万8,000円の減。黒松内町堆肥センター改修事業負担金で19万2,000円の減は執行残です。補助金として、振興作物奨励事業131万7,000円の減から、次のページの猟銃免許取得支援事業21万円の減まで、執行残です。次の環境保全型農業直接支払交付金99万3,000円は、対象農地の面積増加に伴い、交付金の追加をお願いするものです。

22償還金利子及び割引料4万6,000円。機構集積協力金返還金です。

4目畜産業費、補正額14万2,000円の減。特定財源のその他4万2,000円の減は、牧草補償金の歳出充当を減額するものです。18負担金補助及び交付金14万2,000円の減。放牧量支援事業補助金で執行残です。

5目農地費、補正額632万7,000円の減。18負担金補助及び交付金43万5,000円の減。蘭越土地改良区補助金で、黄金地区農業用排水路整備事業に係る執行残です。27繰出金589万2,000円の減。農業集落排水事業特別会計繰出金です。

7目ほ場整備事業費、補正額1億3,906万円。特定財源の国道支出金3,016万円は、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金、換地計画業務委託金です。地方債の1,530万円につきましては、大谷地区ほか6地区の道営農地整備事業債です。また、その他8,011万3,000円につきましては、大谷地区ほか6地区の道営農地整備事業分担金及び中心経営体農地集積促進事業分担金です。10需用費27万9,000円の減。燃料費で軽油の執行残です。32ページになります。12委託料23万1,000円の減。換地計画作成業務委託料で、執行残です。15原材料費38万3,000円の減。補修用雑砕石外で、執行残です。18負担金補助及び交付金1億3,995万3,000円。負担金として、大谷地区道営農地整備事業2,356万6,000円から、名駒地区道営農地整備事業1,542万8,000円の追加まで、事業費変更に伴うものです。交付金として、次のページになります。大谷地区中心経営体農地集積促進事業158万5,000円の減から、名駒地区中心経営体農地集積促進事業191万4,000円の減まで、事業費変更及び執行残に伴うものです。

8目農業後継者対策費、補正額20万円の減。18負担金補助及び交付金20万円の減。蘭越4Hクラブ運営事業補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の減少によるものです。

11目多面的機能支払事業費、補正額19万6,000円の減。特定財源の国道支出金14万6,000円の減は、多面的機能支払交付金です。18負担金補助及び交付金19万6,000円の減。多面的機能支払交付金で、執行残です。34ページになります。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額775万1,000円の減。特定財源の国道支出金69万4,000円の減は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金です。その他780万7,000円の減は、森林環境譲与税基金繰入金です。18負担金補助及び交付金775

万1,000円の減。森林・山村多面的機能発揮対策事業負担金13万9,000円の減は、執行残です。補助金として、未来につなぐ森づくり推進事業112万3,000円の減から、私有林等整備事業780万7,000円の減までは、事業確定に伴う追加及び執行残です。

3目町有林整備費、補正額230万6,000円の減。特定財源の国道支出金132万2,000円の減は、森林保護事業補助金、造林事業補助金です。12委託料55万6,000円の減。作業路等草木刈払作業委託料21万1千円の減から殺鼠剤空中散布委託料10万9,000円の減まで、執行残です。14工事請負費175万円の減。造林地間伐工事20万6千円の減。次のページになります、造林地下刈工事154万4,000円の減は、執行残です。

7款 商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額98万6,000円の減。18負担金補助及び交付金98万6,000円の減。ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会負担金で、道から補助金の交付決定がされたため、負担金を減額するものです。

2目商工振興費、補正額86万9,000円の減。18負担金補助及び交付金86万9,000円の減。蘭越町中小企業融資緊急支援対策事業補助金で、執行残です。

4目観光費、補正額117万円の減。18負担金補助及び交付金117万円の減。補助金として、こぶし杯パークゴルフ全道大会開催事業イベント支援事業の減で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止になったことにより減額するものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額382万3,000円の減。特定財源のその他1,325万円の減は、雪秩父利用料、食事料、売店収入です。1報酬55万8,000円。会計年度任用職員報酬です。8旅費1万9,000円。36ページになります。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。10需用費340万円の減。電気料20万円の減から売店用品食事材料80万円の減まで、執行残です。26公課費100万円の減。入湯税で、執行残です。

6目貝の館費、補正額8万7,000円。10需用費8万7,000円。電気料に不足が生じることから補正をお願いするものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額16万5,000円の減。12委託料16万5,000円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料で、執行残です。

2目道路維持費、補正額60万円の減。特定財源の国道支出金214

万円は、社会資本整備総合交付金です。12委託料60万円の減。町道路面性状調査測量設計委託料で、執行残です。次のページになります。

3目町道新設改良費、補正額176万6,000円の減。特定財源の国道支出金313万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金です。地方債の120万円は、石淵逆川沿線改良舗装事業債、豊国橋土現通線改良舗装事業債、御成共栄線防雪柵設置事業債です。12委託料59万6,000円の減。豊国橋土現通線測量設計委託料21万4,000円の減から、石淵逆川沿線用地確定測量委託料11万2,000円の減まで、執行残です。14工事請負費117万円の減。御成共栄線防雪柵設置工事23万円の減から、石淵逆川沿線改良舗装工事32万円の減まで、執行残です。

5目橋りょう新設改良費、補正額824万1,000円の減。特定財源の国道支出金228万3,000円は、道路局所管補助金です。地方債の970万円の減は、橋りょう長寿命化補修事業債です。12委託料414万1,000円の減。白井川橋補修調査設計委託料83万2,000円の減から、宝橋補修調査設計委託料133万2,000円の減まで、執行残です。14工事請負費410万円の減。御成橋橋りょう補修工事313万円の減から、38ページになります。小南部橋橋りょう補修工事97万円の減まで、執行残です。

6目除雪費、補正額80万円の減。18負担金補助及び交付金80万円の減。私道除雪事業補助金で、補助金決算見込により減額するものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額83万6,000円の減。特定財源の地方債100万円の減は、田下沢川護岸事業債、ホロシツナイ川護岸事業債です。12委託料50万1円の減。ホロシツナイ川測量設計委託料、ホロシツナイ川用地確定測量委託料で、いずれも執行残です。14工事請負費33万5,000円の減。田下沢川護岸工事で、執行残です。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額396万1,000円の減。特定財源の国道支出金84万9,000円の減は、社会資本整備総合交付金です。地方債130万円の減は、第3団地公営住宅改修事業債です。12委託料11万7,000円の減。大谷団地公園実施設計委託料で、執行残です。14工事請負費384万4,000円の減。大谷団地公営住宅解体工事、第3団地公営住宅屋根・外壁・排水管改修工事の減で、いずれも執行残です。次のページになります。

９款消防費 １項消防費 １目常備消防費、補正額２０１万６，０００円の減。１８負担金補助及び交付金２０１万６，０００円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、共通経費の減によるものです。

２目非常備消防費、補正額１１３万５，０００円の減。１８負担金補助及び交付金１１３万５，０００円の減。羊蹄山ろく消防組合負担金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、連合演習分団訓練等の中止によるものです。消防費の詳細につきましては、参考資料⑫に記載しております。

１０款教育費 １項教育総務費 ２目事務局費、補正額８７万円の減。特定財源の地方債７０万円の減は、蘭越高校教育振興対策事業債過疎債ソフト分です。８旅費１０万円の減。職員旅費で、各種会議のオンライン化や視察研修の中止によるものです。１８負担金補助及び交付金７７万円の減。蘭越高等学校教育振興対策事業補助金で、海外修学旅行の中止によるものです。

３目スクールバス費、補正額１２０万円の減。１２委託料１２０万円の減。スクールバス運転管理業務委託料で、校外活動各種大会の中止等により随時運行が減少したことによるものです。４０ページになります。

１０款教育費 ２項小学校費 １目学校管理費、補正額３５万９，０００円。１０需用費３５万９，０００円。修繕料で、蘭越小学校の除雪機及び屋体照明の修理をお願いするものです。

１０款教育費 ３項中学校費 １目学校管理費、補正額２３４万８，０００円の減。特定財源の国道支出金７，０００円は、部活動指導員配置促進事業補助金です。１報酬１４１万５，０００円の減。部活動指導員に係る会計年度任用職員報酬で、執行残です。１２委託料９３万３，０００円の減。学校施設補修業務委託料で、執行残です。

１０款教育費 ４項社会教育費 １目社会教育総務費、補正額４９万２，０００円の減。７報償費４万５，０００円の減。生涯学習推進講座講師謝礼、ふるさと講座講師謝礼の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止によるものです。８旅費１６万７，０００円の減。職員旅費、研修旅費につきましても、会議・研修会等中止によるものです。１８負担金補助及び交付金２８万円の減。次のページになります。北海道巡回小劇場負担金で、事業の中止によるものです。

２目町民センターらぶちゃんホール費、補正額１５万円の減。１０需用費１５万円の減。光熱水費で、電気料の減です。

１０款教育費 ５項保健体育費 １目保健体育総務費、補正額４０万

円の減。１８負担金補助及び交付金４０万円の減。中体連参加事業補助金で、中体連事業完了に伴う執行残です。

１２款公債費　１項公債費　１目元金、補正額１２８万８，０００円。
２２償還金利子及び割引料１２８万８，０００円。町債元金の追加で、借入利率が引き下げとなったことから、元金と利子の支払割合が変更となり、元金の支払額が増加となったものです。

２目利子、補正額４０９万３，０００円の減。２２償還金利子及び割引料４０９万３，０００円の減。町債利子の減額で、借入利率の変更によるものです。

歳入に戻ります。９ページを御覧願います。

１２款地方交付税　１項地方交付税　１目地方交付税、補正額９，５３６万６，０００円。１地方交付税９，５３６万６，０００円。普通交付税の追加で、昨年１２月に地方交付税法に関する法律の一部を改正する法律に基づき、令和３年度普通交付税の再算定が行われ、１２月２７日に追加交付されました９，５３６万６，０００円について、歳入補正をお願いするものです。これにより、令和３年度の普通交付税交付額は、２９億５，１３７万６，０００円となりまして、前年対比で３億４８１万９，０００円、１１．５％の増となっております。

１４款分担金及び負担金から、１４ページの下段になります。２０款繰入金までは、説明を省略します。

２１款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額２，２７６万８，０００円。１繰越金２，２７６万８，０００円。前年度繰越金の追加です。

次のページ、１５ページの２２款諸収入、２３款町債、１７ページまで説明を省略いたします。次に、４ページを御覧願います。

第２表繰越明許費につきまして、御説明申し上げます。

２款総務費　１項総務管理費、事業名新型コロナウイルス感染症対策事業１億３，３８５万１，０００円。また、３項戸籍住民基本台帳費、事業名社会保障・税番号制度システム改修事業２７２万８，０００円につきましては、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、６款農林水産業費　１項農業費、事業名大谷地区道営農地整備事業２，０３７万５，０００円から、名駒地区道営農地整備事業１，６２５万円までの７本の事業費につきましても、翌年度に繰り越して使用するものです。次に、５ページになります。

第３表債務負担行為の補正につきまして、御説明いたします。

変更でございますが、１項目は、俱知安厚生病院第２期整備費用負担

事業負担金で、補正前の期間は、令和４年度から令和７年度、限度額は１億７，５６９万６，０００円でしたが、補正後の期間を令和４年度から令和８年度とし、限度額を１億９，２２２万４，０００円とするものです。

２項目は、黒松内町堆肥センター改修事業負担金で、補正前の限度額は２，６４２万６，０００円でしたが、補正後の限度額を２，８０１万２，０００円とするものです。なお、期間については変更ございません。次に、６ページを御覧願います。

第４表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。

追加になりますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を２２０万円とするものです。

なお、利率、償還の方法につきましては御覧の内容です。

次に、限度額の変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は、３億４，６４０万円でしたが、１，０１０万円を減額し、３億３，６３０万円とするものです。

公共事業等債ですが、補正前の限度額は、１億６１０万円でしたが、１，３１０万円を追加し、１億１，９２０万円とするものです。

公営住宅建設事業債ですが、補正前の限度額は、２，６２０万円でしたが、１３０万円を減額し、２，４９０万円とするものです。

緊急自然災害防止対策事業債ですが、補正前の限度額は４，６８０万円でしたが、１３０万円を減額し、４，５５０万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

３番田村議員。

○３番（田村陽子） はい。３番田村です。

参考資料の、１１の参考資料、新型コロナウイルス感染症対策事業の件でお伺いしたいと思います。参考資料の３ページ目の小学校への対策として加湿器６台ということなんですけれども、これは６台ということは、各教室に１台ずつという意味での６台なのではないでしょうか。どういう配

備にするのかというのが1つ。あと、加湿器っていうのは、湿度保つのに1つ有効な部分もあるんですけども、加湿器ってすごく洗浄とか、雑菌の繁殖とかがすごく気になる場所なんですよ。60度で5分、例えば、レジオネラ菌なんかは加湿器から繁殖するって、そしてそれが肺に入るとか、そういうことも、今までにもいろいろ問題になっているんですよ。加湿器、どのようなタイプの加湿器を検討された6台、45万4,000円なのかなと思ひまして、お聞きいたします。例えば、これ、加湿器にはこのスチーム型とか気化型、超音波式、気化型と、気化付きと超音波がこう一緒になったハイブリット、そうなればすごくやっぱり値段も高くなると思うんですけども、それになると60度で5分という、レジオネラ菌の繁殖をかなり抑えるというのに有効というふうなところらしいんですよ。だから、加湿器、同じ加湿器でも置くものによっては、逆にそういう心配も出てくるものも無きにしも非ずなので、そういうところの確認というか、6台をどのようなタイプで考えてらっしゃるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（富樫順悦） 田縁教育次長。

○教育次長（田縁幸哉） 加湿器購入の質問にお答えいたします。

加湿器6台ですけども、設置はですね、蘭越小学校の各教室のほうに設置することになっております。加湿器のタイプですけども、気化式のものです。使用の仕方によってはですね、菌の繁殖等、そういう心配もございますので、養護の先生なりですね、そういう方に気を付けていただいて、カビ等、そういうところに入らないようなかたちで使っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） どうしても洗浄とかの部分になると、また先生たちの負担とかももしかして増えてくるのかなというふうにも思うんですけども、多分、学校のほうからも要望もあったりしての配置だとはもちろん思うんですよ。その洗浄の部分とかそういう、例えばちょっと定期的な検査とか、そういうことも行わないと、せっかくその対策として、コロナウイルス対策として入れたのに、逆にレジオネラ菌で何か被害があるとか、そういうことになって本末転倒なので、そのところのや

はり配慮というか、それはすごく大事だと思うんですよね。それとあと、これ、蘭越小学校のみということでしょうか。ほかのいわゆる、今もう導入してあったでしたっけ。そのところちょっと確認させてください。

○議長（富樫順悦） 田縁教育次長。

○教育次長（田縁幸哉） 昆布小学校のほうは導入済みでございます。加湿器はですね、学校のほうからの要望ということでですね、感染症対策と、それから感染症対策等の換気とですね、湿度管理の両立ということで購入をお願いしたいということでございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
5番永井議員。

○5番（永井浩） すいません。学校管理費についてお伺いいたします。
今年はですね、去年以上に雪が、積雪が多くてですね、大変だったと思います。そこでですね、去年もしたんですけど、小学校、中学校のグラウンドのですね、雪割ですよ。中学校はなんか予算組んで、うまいこといったんですけど、去年はですね、小学校のグラウンドが、もうとてつもなく雪が多くてですね、業者さんのボランティアでですね、割ってもらったということがありました。今年、ちょっと学校管理費いろいろ見たらですね、結構残金があるんですけども、やはり去年はですね、どうもありがたいって、表彰状1枚でなんとかやってもらったんですけども、やはりですね、もう予定組んでやらないと、きちっと予算組んでやらないと、もう今回、ボランティアでできるだけですよ、量でないような、去年もすごい量だったですけども、そのへんについて、どう思われるか、ちょっと確認します。4年度見てもですね、来年度を見ても、予算組んでないので、どうせ組むなら、臨時、補正でですね、臨時じゃないや、補正でですね、組んでもらった大変ありがたかったんでないかなと思いますし、やっぱり子どもたちもですね、早期にですね、グラウンド使いたいっていう望みがありますので、野球、サッカーのグループからもですね、去年要望がありましたので、このへんのところちょっと御検討願いたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 田縁教育次長。

○教育次長（田縁幸哉） グラウンドの雪割ということでございます。中学校のほうはですね、雪割の予算を付けておりますけども、蘭越小学校ではですね、こちらのほう予算なくて、去年、今、議員さんおっしゃったようなかたちでやったという経緯でございます。昨年ですね、そういうかたちで小学校の、サッカーの少年団なり野球の少年団のですね、保護者の方からそういう雪割のほうお願いされまして、それがですね、ちょうど3月の時期でですね、今年度の予算に、予算つけること、蘭小の雪割ですね、付けられなかったんですけども、なんとか今年度の分はですね、やりくりをしまして、費用のほうお支払いしてやっていただくというようなかたちで、今、取り進めようというようなことで進めております。来年度はですね、小学校のほうもですね、付けておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） そういうことを、企業がですね、そういう公共施設等のですね、除雪だとか、よくある白線引きだとかっていうのは、企業ステータスの問題で大いに皆さん努力なさってボランティアでやっているんですけども、どう見てもちょっとこのボランティアからちょっと外れますねっていうぐらいのものに対してはですね、適正な金額を払って予算を組むということが大事だと思いますので、何でもかんでもやってくださいっていうわけには、喜んでやってくれるとは思いますが。確かに。だけでも、そのへんちょっと甘えすぎないようにお願いしたいなと思います。返事は、返答はいいです。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。3点、お聞きします。

歳入の地方交付税なんですけれども、先ほど説明で、暮れに再算定の法改正があってということで、9,500万円の追加だと、こういうことでございました。これは今年度だけのそういう措置なのかなということをお聞きしたいと思います。それから歳出で、26ページから27ページなんですけど、9目の後期高齢者医療費から1目の国保の繰

出金、それから今の後期高齢者の負担金と繰出金、かなりな大幅な減額になってますよね。このへんが実績によって、これだけ減額になったということなんですけども、その背景といいますかね、要因といいますか、そのコロナの受診控え等で医療費がかなり減っていると、そういうようなことなのかなというふうに想像しているんですけども、その国保や後期高齢者や、あるいはもしかしたら介護保険なんかもそういうような影響でこれだけ多額の減になっているのかなというふうに思うんですけども、その点について、もう少し詳しくお知らせいただければというふうに思います。3点目です。27ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金、補助金22万1,000円という、僅かな額なんですけども、これが全額国から来るお金なんですけども、今の説明だとなんか2か所でなんかそういう特例事業があったとか、そういうような説明があったと思うんですけども、私、いわゆる介護や、保健師の処遇改善をやると、ということでこれが措置されたのかなというふうにちょっと理解してたんですけども、それであればその介護職についてもこの特例補助金というのはなかったのかなと、先ほど、介護士の処遇改善で、いわゆる臨時職員の号俸のアップありましたけれども、それがそういうことなのかちょっとよく分からないんですけども、この特例補助金の中身について、もう少し説明をお願いしたいと思います。以上、3点。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 1点目の普通交付税の追加の関係でお答えいたします。

これについては、令和3年度補正予算第1号に係るものの追加の補正になります。これは今年度単発的なものでございます。その再算定の内容につきましては、1項目に経済対策費っていう、臨時経済対策という項目があってですね、もう1つに公債費の償還に、将来的な償還に充てるための種目というのがこの2つ、大きく分けてこの2つの種目、算定台帳に新たに創設されたところです。内訳でございますが、臨時、その対策、経済対策については5,923万8,000円で、将来の償還に充てる部分については3,373万8,000円という内訳になっております。その分が追加になって、今年度追加となります。なお、この償還の部分につきましては、当初予算に、4年度の当初予算も、公債費のほうに充当しております、減債基金のほう、積んでおりますけれども、こちらの

ほうで交付税のほうを、そういうルールとなっておりますので、そういうふう処理させていただいておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 2点目の後期高齢者特別会計繰出金の関係なんですが、令和2年度ですね、令和2年度事務費、令和2年度の市町村事務費負担の確定でですね、令和3年度の負担金で相殺するのと、基盤安定負担金の確定によってですね、今回、減額の補正をお願いするものです。次、国保ですね、国保会計につきましても、国保基盤安定繰入金等の確定によって税収補填分の確定によって、減額させていただくものでございます。また、処遇改善のほうの補助金で、保育士処遇改善臨時補助金なんですけど、これは2か所、ひばり幼稚園と、今、家庭的保育やっている湯里にありますベアーズですね、ベアーズさんのほうの保育士さんの処遇改善ということで、予算措置をさせていただいております。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 梅本健康推進課長。

○健康推進課長（梅本聖孝） 後段、介護保険につきましてもお問い合わせがありましたので、その部分についてお答えいたします。

介護保険につきましては、後志広域連合のほうから精算ということで、積算されておりました、事務費とかそういうもろもろを合算して、この金額になっておりますが、一番大きな減額の理由といたしましては、介護給付費の減少によるものということになっております。議員おっしゃるとおり、介護、コロナによる利用控えもあったかとは思いますが、介護に関しては施設給付が、割合が高いので、そういう側面がないとは言いきれませんが、大きな要因にはなっていないかなというふうに、担当としては考えているところでございます。また、介護士の処遇改善の話ですけれども、先ほどの議論の中で蘭越町においては、全会計年度任用職員を処遇改善するというので、先ほど議決いただきましたけれども、この話の発端といたしましては、保育士と介護士が国の制度として処遇改善をするという話から始まっておりまして、そういった議論の経過からそこに行きついたという経過がございます。介護のほうにつき

ましては、２月、３月から昇給させなければ、国の手当には該当しないと、国の措置に該当しないということでございましたので、今回、国から入ってくる交付金の介護に関しては付かないことで返答いただいておりますけれども、たまたまですけれども、こんぶが、デイサービスのこんぶにつきましては、新規設立の扱いになるので、今該当なるのではないかとということで、協議を進めているところでございまして、そのへんの経過につきましては、また決まりましたら、お知らせできるかと思っております。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○７番（難波修二） 申し訳ないんですけど、ちょっと大きい声で言ってほしいんですよ。全然聞こえないので。交付税のことは理解しました。それから保育士等の処遇改善についても、ひばりとベアーズの分ということで理解をしました。単純な思い込みなので、確認の意味でちょっとお聞きしているんですけども、毎年、精算によってかなりの額が減になるということは、今までもありましたけれども、国保やあるいは後期高齢者の医療費、令和２年度の精算によって、例えば後期高齢者であれば、令和２年度の精算で１，５００万円減になりましたと、その減になった背景にそのコロナの影響とか、そういうことによって医療費の減があったという、そういうことなんですかというふうにお聞きしているんですよ。だからもし分かれば、そのことを教えていただきたいということで質問をしたわけです。

○議長（富樫順悦） 答弁調整の関係もありますので、ここで１０分間、休憩いたします。

再開後に答弁させますので。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 間もなく、平成２３年３月１１日に東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生から１１年を迎えようとしております。

本町議会としては、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、震災が発生した午後２時４６分から謹んで黙祷を

捧げたいと存じますので、御協力をお願いします。

ただいまより黙祷を捧げます。議員各位、町理事者の皆様及び傍聴席の皆様、恐れ入りますが、御起立願います。

黙祷。

(黙祷)

黙祷を終わります。ありがとうございました。

御着席願います。

○議長（富樫順悦） 審議に入ります。

難波議員の質問に対する答弁、北山住民福祉課長、お願いいたします。

○住民福祉課長（北山誠一） 先ほどの後期高齢者医療特別会計繰出金の関係でございますが、難波議員おっしゃるとおり、コロナウイルス感染症による受診控えだとかというのも要因の一つかと思われますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 了解しました。そういうことなのかなというふうに私が想像していたんですけども、それだけではないと思うんですけどね。やっぱり国民みんながこう、道民と言ってもいいんですけど、感染症対策に気を付けていると、非常に何と言うか、マスク着用してやるせない思いもしているけども、マスク着用によって、インフルエンザをはじめね、様々な感染症のそういう罹患率というのは大幅に低減しているんじゃないかなと、こんなふうにも感じるんですね。そのことによって、医療費が大きく低下していると、そういうことも、この要因の中にあるのかなと、そういうことをお聞きしたかったので、あえてこういう質問をさせていただきました。ありがとうございました。終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） はい。10番です。

それでは2点、お聞きいたします。衛生費、使用料700万円減、保険診療収入700万円減になっておりますが、これらの主な原因とどのよ

うな原因になったか、その分析をしているものがありましたら、教えていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、コロナ給付の中で、温泉旅館幽泉閣に2,600万繰出しをしておりますけれども、中身については、特別会計の時にちょっとお聞きいたしますけれども、それらよく予算をとれたなというふうに感服をしておりますけど、他の観光業者に対しては、どのようなかたちでその波及があるのかなということが疑問に思っております、例えば、いろんな給付金なり、売上が落ちたことによる補助金なりが相当あると思いますけれども、それらで十分カバーできているのかどうか、それらを十分活用できているのかどうか、そのへん分析ができていればお知らせいただきたいなというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） 山下蘭越診療所事務長。

○蘭越診療所事務長（山下志伸） 1点目の衛生費、使用料700万円の減だったんですけども、詳しく分析しているのかという御質問でしたけれども、4月の1日、今年度開設したものですから、予算につきましては、過去の旧蘭越診療所、昆布診療所の収入を参考にさせていただいて、推計で作ったものですが、やはりちょっと過年度分ですので、患者数の減少もあるのかなという感じは受けています。それと、今、難波議員からも御質問ありましたけれども、確かにコロナの関係で受診のほうを控えるという方も、実際に電話での問い合わせとかもありました。ただ、数は多くありませんけれども、そういったことで受診の控えということもあるのかなというふうに思います。ただ、大きな内容として、分析としましては、一番先に作りました今年度予算の推計、それとのかい離がやっぱり多いのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の2点目の御質問にお答えいたします。

幽泉閣のほうで支援いただきまして、一般の事業者のほうはどうなっているんだということの御質問なんですけども、国と道のほうから一応支援金ということで、一応交付もありまして、その際にですね、商工会が窓口になっていただいて、各事業者さんのほうに申し込みを募集しまし

てですね、そちらのほうで対応していただいているというかたちになってますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） できたばかりの診療所ということでございますので、致し方ない部分がありまして、以前、1日平均何人ぐらいを想定していたということでお話がありました。ちょっと私、忘れたので、参考までにお聞きいたしますけども、50名でしたか。そういうことは大体それは割っているというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。委託料を払っているの、収入、委託の、医師に対して払ってますから、ある程度の収入は確保しなければいけない状態になりますが、市民の健康やその他を考えるとあまり大賑わいになるのも痛し痒しだなという気がしております。先ほど難波議員言ったように、いろんな意味で皆さん気を付けて、マスクを着用しながら過ごしてますけど、このへんの原因もあるような気がいたしますので、もう一度そのへんについて、お聞かせください。

あと幽泉閣の交付金についてですけれども、一般の事業者について、商工会を通じてということですが、十分足りているのでしょうか。それと合わせて、やはり無利子の資金を借りたり、そのへんの分析、急に言われて大変恐縮だったんですけれども、十分やっていっているのかどうか、分かる範囲で結構でございますから、教えていただきたいなと思います。

○議長（富樫順悦） 山下蘭越診療所事務長。

○蘭越診療所事務長（山下志伸） 1点目の件ですけれども、当初の計画では外来50名を予定して計画はたてています。実際のところ、外来の患者数おおよそですけれども1日30名の後半から40名が一番多いところです。ただ、このほかにですね、小中学校の健診だとか、町内外の事業者さんの健診、それから予防接種、これはこの外来には含めておりません。それらを含めまして、トータルで、ちょっと乱暴なやり方ですけれども、2月までの人数を診療日で割り返してみました。そうすると、今年、コロナワクチン、蘭越の診療所でも支援をしています。ワクチンの接種も含め

ますと、１日当たり７８人が対応しているということになります。ワクチンを除いても１日に６２名の対応をするという平均になってます。平均ですね、平均ですので、内科健診がない日、予防接種がない日もありますが、逆にない日のほかに、ある日はもう少し対応が、大人数に対応するというふうになっております。それと、これらの件だけかどうかは分かりませんが、今年の保険診療ですね、２か月以降で入ってくるものですから、１２月までのまだ実績なんですけども、それでいきますと、全体の保険診療、国保と社会保険、これでいきますと、この中に入ってくるのは全体の８４％が国保占めています。それで国保連合から来る保険診療の内訳ですけども、国民、国保が２５％、７４％が後期高齢の保険の方から来ています。と言いますと、やっぱり、これを考えますと、高齢者の方の受診がかなり多いというふうになります。それで、先ほどもちょっと言いましたけども、感染が広がって、らんらん号で定期的に来られている方だとか、今日、感染があるので、ちょっと受診を控えたいけども、薬だけ届けてくれないかとか、そういう問い合わせも結構あったのも事実です。ただ大人数でないですけども、そういったことも含めますと、やはり外に出るのを控えていらっしゃる方も結構おられるのかなというふうに、印象を受けております。詳しい分析はできておりませんが、そういった状況であるということを御報告申し上げます。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

一般事業者のほうのですね、対応ということで足りているかどうかという御質問なんですけれども、やっぱり支援金の情報が来るとすぐにですね、町のほうから商工会に各商店へ依頼してということで、周知を依頼しております。商工会のほうからも約２０件ほど支援金のほうの対応をしているというかたちで確認もとれています。その中で、先ほど、緊急の融資の関係もですね、議員からも御質問ありましたが、こちらのほうのですね、今回２２件というかたちで申請がありまして、大体この中の２２件というのが、今年度対応させていただいた元金とかも、コロナの関係で発生もしていますので、それが大体もう９５％ぐらいが令和２年度に融資を申し込んだ事業者の方になっていますので、そのへんの対応は十分できているかなと確認とれていますので、御理解願いたいと思

います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 幽泉閣のほうは分かりました。なかなか分析できているなというふうに感心をいたしました。診療所につきましては、私もインフルエンザ予防接種を受けさせていただきましたけども、非常にスムーズに評価をさせていただいております。また共和町からも通っている患者がいるという話も聞いておりますので、十分、大切にしていって、先生方をうまく、失礼な言い方かもしれませんが、循環と言いますか、そういうのをさせて、ますます山下事務長も大変だと思いますけれども、大切に循環させてうまく回せるようお願いしていきたいなというふうに思いますが、そのへんだけお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 山下蘭越診療所事務長。

○蘭越診療所事務長（山下志伸） お答えいたします。

今回のコロナワクチンですけれども、人数で4,300人ほど対応しています。蘭越の診療所が対応した人数です。これにつきましても、ドクターほか3人の医師、それからナース、それぞれ大規模接種、土日関わらず支援をしていただきました。それとその後、予定日に接種できなかった方、小人数ですけども、蘭越の診療所で時間を設定して診療時間内に対応するといった、そういったことも、接種担当のほうから依頼がありましたら、先生方も快く引き受けてくれています。大変、体力的にも大変なところも実はありますけども、医師も含めて、看護師も含めてですけども、積極的な支援していただいておりますので、そのへんにつきましては、日程が分かりましたら、早くに僕のほうからお願いをしまして、日程調整を図りながら、今後も進めていきたいと思いますので、御理解お願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 事務長のほうからお話されたとおりなんですけど、町長の立場としてですね、この町立診療所、第1次医療機関として町民の安全を守るというところで議会の御理解をいただいておりますね、昨年の4月

1日からオープンをさせていただきました。当初50人という方たちの中で算定の部分をたてたんですが、やはりこのコロナ禍という部分の中でかなりいろいろ変動してきました。新しく、この3人体制で今、事務長のほうですね、システム作っていろいろ回していただいております。先生方に対しては、実は先般、事務長含めて、私とですね、懇談をさせていただきました。今、現在、こういう始まってですね、今後どう先生方がやっぱり考えていくか、そういうものも含めて参考としながら、1次医療を是非、進めていきたいんだというお願いも含めて懇談をさせていただきましたし、先生方については、やはりそれぞれの中ですね、結構もう高齢になっている部分とか、そういう部分もあったり、いろいろこうお話も伺いましたが、まだ先生方は頑張っていたという、そういうお話も聞きましたし、それと併せて随時、先生方、それと職員、そういうものもいろいろ話を聞きながら、まず2年目に向けて進めていかなければならないなというふうに思っております。最初、非常に、町民の皆さんにも、混雑していろいろ時間もかかったというようなこともお聞きしましたが、やっと今、順調に流れている状況です。それと併せて、先般、専門のコンサル会社に、今の業務体系について、ちょっとコンサルをしていただきました。そこを見て、どこが欠けているのか、どこがっていうこともですね、今、その結果を基に内部で十分検討していきたいなというのと併せて、やはり町民の皆さんが診療所を利用してやっぱり良かったと思えるような体制を作っていかなければならないので、先生方にも十分、これからも頑張っていたきたいという部分の中で、随時、私も懇談しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和3年度蘭越町一般会計補正予算を採決い

たします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第16、議案第14号令和3年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

田縁教育次長。

○教育次長(田縁幸哉) ただいま上程されました、議案第14号令和3年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は、252万1,000円でございます。この総額に219万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を472万円にするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

1款教育費 1項教育総務費 1目貸付金、補正額108万円の減額。20節貸付金108万円の減額。奨学資金貸付金108万円の減。既貸付者大学生36万円の減は、大学生1名の休学に伴うものです。新規貸付者大学生72万円の減は、貸付者がいなかったことによる2名分の減額によるものです。

2目給付金、補正額72万円の減額。18負担金補助及び交付金72万円の減額。奨学資金給付金72万円の減。新規給付者大学生72万円の減は、給付者がいなかったことによる2名分を減額するものです。

3目積立金399万9,000円の追加。前年度繰越金及び奨学資金貸付金償還金収入の追加などに伴い、24節積立金奨学資金基金積立金として399万9,000円を追加するものでございます。

なお、この積立により奨学資金貸与基金積立金の総額は、5,293万5,185円となります。

次に、歳入につきまして、御説明いたします。５ページを御覧ください。

４款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額１０４万８，０００円の追加。１節繰越金前年度繰越金１０４万８，０００円の追加。

５款諸収入　２項貸付金元利収入　１目奨学資金貸付金元利収入、補正額１１５万１，０００円の追加。１節奨学資金貸付金元利収入奨学資金償還金１１５万１，０００円を追加するものです。

前年度の繰り上げ償還による繰越金と今年度も繰り上げ償還がありましたので、追加補正をし、歳出充当するものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１４号令和３年度蘭越町奨学資金特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦）　日程第１７、議案第１５号令和３年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第15号令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億4,645万4,000円で、この総額から452万6,000円を減額し、予算の総額を2億4,192万8,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額330万1,000円の減。特定財源のその他67万7,000円につきましては、一般会計繰入金です。18負担金補助及び交付金330万1,000円の減。後志広域連合国民健康保険事業運営分賦金で本年度の医療分の減額によるものです。

2款保健事業費 1項特定健康診査等事業費 1目特定健康診査等事業費、補正額104万8,000円の減。特定財源のその他104万8,000円の減につきましては、一般会計繰入金です。1報酬7万3,000円の減。会計年度任用職員報酬です。12委託料97万5,000円の減。特定健康診査委託料です。受診者の減によるものです。

2款保健事業費 2項保険事業費 1目疾病予防費、補正額17万7,000円の減。特定財源のその他6万4,000円の減は、一般会計繰入金です。12委託料17万7,000円の減。人間ドック健診委託料です。受診者数の減によるものです。

次に歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

1款国民健康保険税 1項国民健康保険税 1目一般被保険者国民健康保険税、補正額947万1,000円の減。1医療給付費分現年課税分274万3,000円の追加。2後期高齢者支援金分現年課税分992万7,000円の減。3介護給付金分現年課税分228万7,000円の減。いずれも決算見込みによる増減です。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額854万円の減です。1保険基盤安定繰入金軽減分64万円の減。一般会計繰入金です。2保険基盤安定繰入金支援分52万8,000円の減。一般会計繰入金です。いずれも、決算見込みによる減額です。3一般会計繰入

金 737 万 2,000 円の減。過年度分賦金清算金の充当による税込不足補填分の減額です。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 538 万円。前年度繰越金です。6 ページになります。

6 款諸収入 3 項雑入 1 目雑入、補正額 810 万 5,000 円。2 広域連合支出金 810 万 5,000 円。後志広域連合保険事業交付金については歳出で説明いたしましたので、省略いたします。国民健康保険事業過年度分賦金清算金、921 万 7,000 円。令和 2 年度後志広域連合国民健康保険分賦金の清算金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 15 号令和 3 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 18、議案第 16 号令和 3 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第16号令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、9,015万3,000円で、この総額から101万円を減額し、予算の総額を8,914万3,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額110万3,000円の減。特定財源のその他110万3,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、内訳は保険基盤安定繰入金が77万3,000円。事務費繰入分が33万円です。18負担金補助及び交付金110万3,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料等負担金77万3,000円の減につきましては、令和2年度の保険料法定軽減額確定に伴い減額するものです。また、事務費負担金の33万円の減につきましては、令和2年度広域連合事務費の確定によるものです。

3款諸支出金 2項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額9万3,000円。21繰出金9万3,000円。令和2年度の当該特別会計の決算による余剰金を一般会計へ繰り戻すものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

3款繰入金は、歳出で御説明いたしましたので省略いたします。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額9万3,000円。1繰越金9万3,000円。前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号令和3年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第19、議案第17号令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第17号令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は1億6,805万円でありまして、これから歳入歳出それぞれ30万円を減額し、1億6,775万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、第2条の繰越明許費ですが、これは第2表繰越明許費によるもので、後ほど御説明いたします。

第3条の地方債の補正は、第3表地方債補正によるもので、これも後ほど御説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入歳出予算では、主に事業の執行残による減額です。繰越明許費は、三和地区取水施設の敷地を取得するた

めの不在者財産管理人制度の手続きに要する経費を、昨年９月の定例議会で補正計上させていただき、その後、ただちに弁護士を通じ、手続きに着手いたしました。年度を跨ぐ執行となるため、所要の経費を繰り越すものでございます。

地方債の補正については、起債対象事業である町道豊国橋土現通線水道管新設工事の執行残に伴う減額です。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。８ページを御覧ください。

１款事業費　１項水道事業費　２目水道維持費、補正額１５万円の減。特定財源の地方債３０万円の減については、豊国地区簡易水道整備事業債です。１０需用費５９万４，０００円。今後見込まれる水道管の漏水復旧に係る修繕料の増額です。１２委託料４７万３，０００円の減。いずれも執行残で、水道施設維持管理委託料が２２万円。水道監視装置保守点検委託料が２５万３，０００円の減額です。１４工事請負費２７万１，０００円の減。町道豊国橋土現通線水道管新設工事の執行残です。

２款公債費　１項公債費　１目元金、補正額５万１，０００円。２２償還金利子及び割引料５万１，０００円。町債の償還元金で、借入利率の変更によるものです。

２目利子、補正額２０万１，０００円の減。２２償還金利子及び割引料２０万１，０００円の減。償還利子で、これも利率変更によるものです。

次に、歳入に戻り、７ページとなりますが、５款の町債については、説明を省略いたします。

つづいて、３ページを御覧ください。繰越明許費です。概要につきましては、先ほど御説明したとおりです。

翌年度へ繰り越す内容は、１款事業費　１項水道事業費、事業名は三和地区取水施設敷地取得事業で、金額は１４０万円です。

最後は地方債の補正で、４ページとなります。

いずれも執行残による限度額の減額で、過疎対策事業債が９３０万円から９１０万円に、簡易水道事業債が９３０万円から９２０万円にそれぞれ変更いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１７号令和３年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第２０、議案第１８号令和３年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第１８号令和３年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第２号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は２億２，４５８万８，０００円でありまして、これから歳入歳出それぞれ７４９万３，０００円を減額し、２億１，７０９万５，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、第２条の債務負担行為ですが、これは第２表債務負担行為によるもので、後ほど御説明いたします。

第３条の地方債の補正は、第３表地方債補正によるもので、これも後

ほど御説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入歳出予算では、主に事業の執行残による減額です。債務負担行為は、農業集落排水終末処理施設の管理業務を、本年4月1日、午前0時から委託するに当たり、その業務内容を年度開始前の入札により確定させるため、債務負担行為を設定するものであります。

地方債の補正については、起債対象事業である昆布地区処理施設実施設計業務委託の執行残等に伴う減額です。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。8ページを御覧ください。

1 款 事業費 1 項 下水道事業費 1 目 下水道維持費、補正額573万1,000円の減。10 需用費243万7,000円の減。機械設備の修繕料に係る執行残です。12 委託料317万5,000円の減。いずれも執行残で、施設管理委託料が290万円。流量調整槽清掃業務委託料が11万円。農業集落排水管路清掃業務委託料が16万5,000円の減額です。13 使用料及び賃借料11万9,000円の減。土木積算システム借上料の執行残です。

2 目 農業集落排水整備費、補正額151万円の減。特定財源の国道支出金75万5,000円の減は、委託料の執行残に伴う農業集落排水事業補助金、地方債170万円の減は、農業集落排水整備事業債。その他の85万4,000円は、昆布地区農業集落排水機能強化対策事業における二セコ町からの負担金です。12 委託料151万円の減。機能強化対策昆布地区処理施設実施設計業務委託料の執行残です。

2 款 公債費 1 項 公債費 1 目 元金、補正額10万7,000円。22 償還金利子及び割引料10万7,000円。償還元金で、借入利率の変更によるものです。

2 目 利子、補正額35万9,000円の減。22 償還金利子及び割引料35万9,000円の減。償還利子で、これも利率変更によるものです。次に、歳入に戻ります。7ページを御覧ください。

1 款の分担金及び負担金、3 款の国庫支出金、8 款の町債については、説明を省略いたします。

5 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金、補正額589万2,000円の減。一般会計繰入金です。

つづいて、3ページを御覧ください。債務負担行為です。

この債務負担行為の設定は、特定の業務委託について、これまでの契

約の方法を変更し、新たな年度の開始前に入札を行い、契約内容を確定させた上で、その効力を4月1日、午前0時から発生させるために行うものです。これは国が公共事業等を実施する際に、早期発注による施工時期の平準化を図るため、契約は当該年度内に行い、予算の執行は翌年度以降とする、いわゆるゼロ国債と呼ばれるものと同じ手法であります。

今回、債務負担行為を設定する農業集落排水終末処理施設の管理業務は、施設内で下水の処理を1日24時間、365日連続して稼働する機械設備の運転業務を行うものであり、1会計年度内で時間的空白が全くないという特殊な性質の業務であることから、年度開始前に契約内容を確定させるため、予算の措置方法を変更するものであります。

なお、このあと上程されます幽泉閣事業特別会計の補正予算においても、そうした業務の特殊性から、同様の債務負担行為の設定を内容としております。

では、設定する債務負担行為の内容を御説明します。

債務負担行為の事項は、終末処理施設管理委託で、設定する期間は、令和4年度の1年度です。限度額は4,350万円です。

なお、この限度額は、令和4年度の歳出予算に計上した額と同額としております。

最後は、地方債の補正で、4ページとなります。

いずれも事業の執行残による起債限度額の減額で、過疎対策事業債が470万円から390万円。下水道事業債が2,870万円から2,780万円にそれぞれ変更します。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番 難波議員。

○7 番（難波修二） 債務負担行為のこと、ちょっと常々気になっていたんですけれども、今回、幽泉閣も含めて、出てきましたので、理由については了解しました。つまり、4月1日の0時からスタートする業務については、4月1日の9時に入札をしたらだめだよと、こういうことだと

思うんですよ。そうするとこの終末処理施設の業務委託、管理業務委託、それから幽泉閣の夜間ですね、同じことだと。問題はほかにはないですかっていうのが気になるんですよ。例えば、庁舎のパソコンのシステム管理委託ってありますよね。ほかにもいっぱいあると思うんですよ。それもやっぱりずっと続いているから、4月1日の9時から入札するとしたら、0時から9時までの間については空白になりますよね。そういうのはどうなんだろうというのちょっと気になるんですよ。やることは私はこれが正解だと思うんですけども、そういうような業務がほかにはないかどうかということについて、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 御質問にお答えいたします。

ほかに類似するような契約のものはないかどうかにつきましては、これは総務課長と協議いたしまして、結論的に申し上げますと、ないということであります。ただし、議員、おっしゃったようにですね、例えば、パソコンのリースだとかそういったものは、24時間ずっと借りているという状況の中でですね、年度を跨ぐことでどうなるのかというようなこともあろうかと思いますが、そういった性質のものにつきましては、長期継続契約というもののの中で5年間、契約しているものですから、その間については時間的空白はないということであります。今回、債務負担行為を設定させていただいた2件につきましては、そういったものは性質が異なっておりますね、指名競争入札によって相手方を選定するというようなものでありますので、これは年度に入ってから入札行為をしたのでは間に合わないという判断のもとに債務負担行為を設定させていただくものであります。御理解いただきたいと思います。

○5番（難波修二） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第21、議案第19号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第19号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第4号について、御説明いたします。

北海道や政府によるコロナウイルス感染拡大防止に向けた各種対応もあり、幽泉閣の利用者が大幅な減少に伴い、これらの事態に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は5億4,191万6,000円でございます。この総額から、2,047万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,143万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為ですが、第2表債務負担行為によるものです。のちほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。9ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額144万円

の減。2 給料 70 万円の減。会計年度任用職員給料です。4 共済費 40 万円の減。市町村職員共済組合等負担金です。8 旅費 34 万円の減。職員旅費です。

2 目財産管理費、補正額 167 万 7,000 円の減。特定財源国道支出金 233 万 7,000 円の減は、補助事業の終了に伴い、補助金額が決定したため、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 223 万 7,000 円の減、地域づくり総合交付金 10 万円減額するものです。12 委託料 24 万 7,000 円の減。温泉熱利用改修工事管理委託料です。14 工事請負費 143 万円の減。足湯解体工事、温泉熱利用改修工事終了による執行残の減額です。

2 款事業費 1 項営業費 1 目営業費、補正額 1,736 万 2,000 円の減。特定財源その他 175 万円の減は、入湯税、社会保険料納付金です。1 報酬 350 万円の減。会計年度任用職員報酬です。3 職員手当等 34 万円の減。会計年度任用職員期末手当です。4 共済費 70 万円の減。社会保険料です。10 ページを御覧ください。10 需用費 1,110 万円の減。燃料費 500 万円の減で、軽油 50 万円の減、重油 450 万円の減で、ボイラー更新に伴い、重油消費量の減少により減額するものです。光熱水費 290 万円の追加。電気料で、昨年 12 月よりヒートポンプ導入により、電気料の増加ため、補正をお願いするものです。売店用品 100 万円の減。食事材料 800 万円の減。11 役務費 40 万円の減。新聞折込料、クレジットカード取扱手数料です。13 使用料及び賃借料、補正額 200 万円の減。浴衣、シーツ使用料です。11 ページを御覧願います。26 公課費 67 万 8,000 円。消費税 162 万 8,000 円の追加。課税対象額が増加になったため、追加するものです。入湯税 95 万円の減。

つづいて、歳入について御説明申し上げます。6 ページを御覧ください。

1 款事業収入 1 項事業収入 1 目事業収入、補正額 4,953 万 4,000 円の減。1 宿泊料 190 万円の減。2 湯治料 1,550 万円の減。3 貸室休憩料 100 万円の減。5 入浴料 1,000 万円の減。7 食事料 1,710 万円の減。8 酒類及び飲料 180 万円の減。9 売店売上 223 万 4,000 円の減。

2 款、次のページにまいりまして、3 款につきましては、歳出で説明いたしましたので省略いたします。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金、補正額 2,

600万円。一般会計繰入金で、事業維持のため支援いただくものです。

5款繰入金 1項基金繰入金 1目交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金、補正額400万円の追加。交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金です。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額394万2,000円の追加。前年度繰越金です。

7款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額255万円の減。1税収入95万円の減。入湯税です。2雑入160万円の減。社会保険料納付金、カラオケ使用料、次のページにまいりまして、湯めぐりパス手数料です。

つづいて、債務負担行為について御説明いたします。3ページを御覧ください。

この債務負担行為の設定は、特定の業務委託について、これまでの契約の方法を変更し、新たな年度の開始前に入札を行い、契約内容を確定させ、その効力を4月1日、午前0時から発生させるために行うものです。

今回、債務負担行為を設定する幽泉閣の施設警備業務は、施設内安全管理のため、午後7時から翌朝7時まで、警備業務を行う、特殊な業務であることから、年度開始前に契約を確定させ、予算の措置方法を変更するものであります。

では、設定する債務負担行為の内容について御説明いたします。

債務負担行為の事項は、施設警備業務委託で、設定する期間は令和4年度の単年度、限度額は534万4,000円です。

なお、この限度額は、令和4年の歳出予算に計上した額と同額としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番永井議員。

○5番（永井浩） ちょっと確認です。一般管理費の給料、会計年度任用

職員の給料が70万円減と、営業費のここでも会計年度報酬で350万の減となっていますが、けっこう大変な時期で乗り越えていらっしゃるの分かってますし、それでも従業員をですね、辞めさせない、辞めないで何か仕事をしながらですね、頑張っているという、前の常任の委員会の時にですね、御説明がありましたが、これは例えば、希望退職とか何とかいろいろあったからでしょうか。ちょっとこのへんの給料の減から見て、人員どういうふうになっているのか、ちょっと確認します。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 永井議員の御質問にお答えいたします。

実際、今、永井議員おっしゃったとおり、フルタイムで働いていただいている会計年度任用職員が退職というかたちで、フルタイムになりますとやっぱり月給というかたちになりまして、そのへんの退職も伴って減額させていただいているものがありますけど、今、現状、休館等もありましたけれども、そのへんはきちっとしたかたちで、従業員のほうに不利にならないように、連携をとってですね、雇用をしていきたい、いっている状況にありますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 今、休館時の話が出ましたけども、約1か月、何週間、短くなったんですね。確かね。かなり工事の関係でね。その間というのは、職員は当然、雇っていたわけですがけれども、このへんの休館時の給与待遇はどういうふうになっていたのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 永井議員の再質問にお答えいたします。

休館に伴いまして、16日間、約、ありましたけれども、その16日間のうちに普段できない業務とかの関係もありまして、約1週間ほど出勤していただいたんですけども、その間、お互い連携取り合いながら有休というかたちで休んでいただいて、その分有休ですので、出勤の分は皆

さんに有休をとるというかたちでとっていただいたので、きちっと賃金として支給させていただいて、その間対応していただいたというかたちになってますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 5番永井議員。

○5番（永井浩） いろいろ工夫しながらですね、人を辞めさせないで、一生懸命やられていることは、本当に努力はすごいなと思いますが、今、有休と言われましたけども、職員の都合で休んだんでなくて、職場の都合で休んでいただいたので、こういう時は個人負担で有休をとるのが正しいんですか。それとも、これは義務免除とかで報酬を支払うべきではない、労働契約上、どういうふうになっているか分からないんですけども、今、有休をとって休んでいただいたって話を聞いたものですから、そのへんどうなんですか。働いている人が、施設の都合で休まなければならなくなった。10何日間のうちなんぼかは出て給料をもらったと、あとは有休使って休んでくれっていうのが、ちょっと労使関係どうなのか分からないんですけども、そのへんは納得されて、労使関係納得されていることなのか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 永井議員の御質問にお答えします。

私もちょっと有休しか言ってなかったものですから、大変申し訳ない部分もありまして、まず本人に、働いていただいている職員に確認とってですね、有休にするか、またこういう休館になるということを事前に分かってましたので、ハローワークのほうに、一応確認とったらですね、一応、本人に確認して、例えば有休で、例えば希望して休むのか、それか、先ほど議員言っていた、こちらの都合の、休館して休ませるというかたちですので、そのへんは確認とってですね、有休処理でなくて、きちっと、その休館の部分は、きちっと保障してあげなさいということで、そういう従業員に確認とってですね、有休かそちら、例えば休みに関しても一応、賃金の支給というかたちで、そういう対応をさせていただいたので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○５番（永井浩） 法律上問題ないと言ったら別に構わないと思うんですけども、ただ、納得して自分で有休とったんですよね。有休とってくださいよって言ったら、無言の圧力になっている、なり兼ねないので、本人と十分話し合ってね、やったというならよろしいんですけども、こちらから有休とってくださいとかってなるとちょっと問題があるのでね、ハローワークともいろいろ相談しながらやったと言うんですけども、それはそれでいいと思いますが、ちょっと今、質問した僕が今、有休という言葉聞いたものですから、ちょっと頭の、質問の整理がつかないんですけども、僕は有休でなくて義務免が当然かなと思うんですけども、節約するのね、いいんですけども、働いてる人の不利にならないようなですね、対応をしていただきたいなと思います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） お答えします。

有休はですね、この休みの機会にということもありましたし、休暇がいっぱい残っている方は有休をとると満額補償されるわけですね。ところが、休業補償は、労働基準監督署にも確認しましたら、６割まで補償してくださいということで、そこまでしか補償できないんですよ。ですから、その選択は従業員の方たちがそれぞれ自分の持っている有休の残日数も含めてですね、選択させてあげたんですよね。ですから、くどいようですけども、たくさんある人は、私、有休とるわと、こういう機会ですし、休みたいと、あまりない方は休業補償で６割補償されるけども、そちらのほうを選択すると、そういう選択制を自主的にとっていただいたと、そういうことで対応しましたので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○５番（永井浩） 義務免というのはお金当たるんではたっけ。満額当たるんですか。義務免除というのは。それがもし、休業補償じゃなくて、義務免、だって施設の関係で義務免除するわけだから満額１００％もらうのが当たり前じゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 一般職の義務を免除するというような言葉なんですけども、通常の勤務を免除するだけなので、通常どおり1日日当満額が当たるということになります。

○5番（永井浩） 労働者のほうが損することになるのではないですか。どうなんですか。そのへん。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） そのへんについてはですね、労働基準監督署とよく相談したんですけども、役場でよく言うところの私たちの義務免ですね、職務義務免除ということで対応している用務があるんですけども、今回の休業に関しては、それは対象にならないと、あくまでも休業補償ということで対応してくださいという内容でしたので、今、永井議員おっしゃること分かるんですけども、今回については、義務免は対象にならないということです。御理解願います。以上です。

○5番（永井浩） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 町民注目の幽泉閣、工事が終わりましたね、先月で全ての支払いが終わったのも、私、拝見させていただきました。1つだけ質問したいと思います。需用費の中で電気料が支出になってるんですね。追加になってます。それでこれは工事による設備の恒常的な経費として捉えていいのかわかるかな、来年度も通常の営業をやっているとランニングコストとしてこのぐらいの電気料がかかりますっていう、そういう施設になったのかわかるかな。環境も大事だし、いろいろあるんですけど、ただ直接経費が追加になると、その分、やっぱり営業努力をしないといけないという、町民にとっては単なる温泉でなくて、蘭越町のその生活のステータスとしてね、やっぱり皆さん、非常に誇りを持って、この改装というのは受け止めてくれたと思っているんですよ。町長

のヒットですね、診療所と同じだと思っております。心から支持しているんですけども、ちょっとこの2つの科目の数字が気になるものですから、そこについて、内容を説明していただけますか。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 柳谷議員の質問にお答えします。

電気料の関係だったんですけども、昨年、ヒートポンプ導入により、電気料が増加するというのも事前に見込んでたものですから、一応、実績としてまだ2か月ぐらいしか経っていないんですけども、昨年の1月、2月、2か月間で合わせると、大体約300万円ぐらいの電気料がかかっていたということで、実際、今回、今年の1月、2月で実績でいくと、約500万円の電気料が、実際に増額、500万円かかったということで、大体220万円ぐらいの増額となっているということで、その中でもまだ2か月間ですけども、今後ですね、どういう気温の変更とかですね、あとはお客様の入り方によって、だいぶ、ヒートポンプの動き方もだいぶ変わってくるだろう、かもしれないので、そのへんですね、十分検証しながら進めていきたいと考えております。あと、失礼しました。すいません。申し訳ありません。失礼しました。重油についてということで、大変、今、電気料の説明させていただいて申し訳ありませんでした。重油についてですけども、先ほど電気料と説明させていただきましたけれども、重油のほうで昨年の1月、2月でですね、大体4万8,000リッター使っていたということなんですけども、実際、今年の1月、2月そういうかたちで比較すると、約、今年1月、2月6,000リッターしか使っていないということで、その分4万2,000リッターの減額、減ったということで、金額では310万円ほどの減額となっております。そのへんも令和4年度の予算の計上にしても、重油のほうで1,000万ほど減額というかたちをとってますし、電気料のほうの増額というかたちを見込んでありますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 温泉が好きで、よそから、よその町から来ている皆さん、ずいぶんお風呂に浸かりながらいろんな話をするんですけども、俱

知安町は町営温泉が、民間も含めてないと、倶知安町の方々は本当に喜んで時間をかけて来ております。私、町の財産として非常に誇りに思うひとつに簡単に任用職員の解雇につながるようなそういう雰囲気がないというね、このやっぱり基金を、こんなに無くなっちゃんだけれども、さらにそれをまたおろしてでも町の財産を守っていくという、息切れするまでやろうじゃないかっていう気持ちは私もあったんですけど、非常に高い評価をほかの町の皆さん、名前も聞かない人方ですけども、してくれるんですよね。やっぱり用心深くいろんなことを、設備を充実させながら維持していくっていうのは、その人間が作る、職員が作る、町長が作る、そういう施設ですからね、やっぱり私はこの成果に対してね、やっぱり本当に賛辞を捧げたいというふうに思っているんですよね。よいしょ発言もいい加減にしないと問題あるかと思うのですが、やっぱり評価したいというふうに思っております。町長に、これからのね、努力目標や何か、所見を一つ賜りたいというふうに思って、予算審議の時にやろうかと思ったんですが、とりあえず、区切りがついてきましたので、一言いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

非常に幽泉閣改修事業の評価をいただいて、大変ありがとうございます。これについては、国の制度が、と、道の制度、非常にうまく具合で活用できたという部分がございます。実際には町の一般財源、起債もありましたが、ほぼそんないかにかけないですね、できた。何よりもこれまで重油でいくと、月に2万リッターで24万リッターくらい年間使っていたのがですね、大幅に削減される、その分ヒートポンプですから、その電気代はかかってきますが、今のカーボンニュートラル、そういう再生可能エネルギー、そういう部分の中では新たな町営温泉施設としては、非常に今回の工事をやれたこと、トータル的にはその維持費は減額してくるようなかたちですので、非常に良かったのではないかなというふうに思っています。何よりも、私はこの幽泉閣は本当に町民の財産ですし、先輩たちがずっと町営で築き上げてきたこれを、やはり町民にきちっと財産として還元できるという、そういうことが大事だなというふうに思っております。今回、2年間コロナで、本当に、議員の皆さんにも御理解いただいて、一般会計から繰り入れ、これもですね、なんとか臨時交付金

が対応できたから、これ良かったんですが、当初、単独の事業については、全く臨時交付金、該当にならなかったんです。それをなんとか国のほうにお話をしたらですね、内部で調整してくれて、臨時交付金に対応できるよと、民間は休業補償金とか、そういうものが出るんですが、幽泉閣が、町が事業主体のところは一切なかったんです。ですが、それも充当できるようなかたちになりましたので、なんとか財源を補填してですね、今、働いている人、本当にいろんな部分工夫しながら頑張ってはおります。まして、会計年度任用職員ですから、それを解雇するとかそういうことはあり得ない、継続してまた、今は厳しい時代でみんなで頑張って、さらに収束したら、今のサービスをもっとやっていける、そういう充電期間も含めてですね、施設改修とともに、職員、努力していくと、そういう気持ちを持って、これから私も指示したりですね、職員共々頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 全体の収入についてお聞きします。

今、町長から答弁あったように、本当2年間、非常に厳しい財政の中で運営をされている努力には敬服をいたしますが、今回、補助金をとれたということで非常に良かったかなというふうに思っております。この中で、収入の減の中で、参考までにお聞きしたいのですけれども、一番ダメージの大きい分野というんですか、この中でこの部分はどうしてもないなと、この部分、大きく、回復に、今のところ、この現状では見込みがないという、その分野というのはどういう状態なのか、ちょっとそのへんについて、詳しく分かれば教えてほしいなと思います。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の幽泉閣の経営の売上げ状況について、一番ダメージ、どの部分が一番マイナスになっているかなというところなんですけども、御存じのとおり、新型コロナウイルス感染拡大によって、一番の要因が団体客、特に幽泉閣で評判をいただいていた老人クラブとかですね、そちらに伴って、団体様となるとやっぱり

会食も伴いますので、そちらのほうの団体客のほうの減少ということもありますし、さらにやっぱり日帰りの会食ですね、いろんな春の、例えば花見もありますし、新年会、忘年会もありますし、そういう面のところでも日帰り会食が実際コロナ前ですと、やっぱり約2,000人以上の方、令和元年度とか2,000人ぐらいの利用していただいていたんですけども、令和2年度、令和3年度においては、ほぼゼロというかたちになっております。やっぱりその面が一番、やっぱり食事材料のほうでやっぱり、売上げとかもあるものですから、そのへんは幽泉閣にとっては、現在、頑張っているんですけども、なかなか苦しい面もあるということで、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） これはね、どうすれっていうわけにもいきませんので、私も質問する気はありませんけども、予算でもやろうかなと思ってたりして、非常に厳しい中、本当、職員揃えて、調理師もきちっといて、この中で非常に苦しい、気持ち苦しいんじゃないかなと私は思います。このへんを少し頑張っていて、また産学官の新しい薬膳の料理とか、そういうのを工夫できるというふうに聞いておりますので、是非、早めにそういうものを具現化して、少しでも収益上がるように、努力していただきたいなと思います。この点について、お聞きします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の再質問にお答えします。

コロナ禍による売上げ減少とかが理由はつくんですけども、やっぱりコロナ禍においても、やっぱりその中で少しでも売上げ減少、やっぱり集客に結び付けるような、今、議員おっしゃっていただきましたが、薬膳の活用とかですね、そういう面もやっぱりお客様に注目していただいて、まずは幽泉閣に来ていただくという、そういうPRも含めてですね、今後、職員と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第19号令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第22、議案第20号令和3年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第20号令和3年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大により事業者等の注文の減少に伴い、これらの事態に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2,130万円でございまして、この総額から770万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,359万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額124万3,

〇〇〇〇円の減。１７備品購入費１２４万３，〇〇〇円の減。エアコンディショナー購入予定でしたが、売上減少により経営に支障をきたすため減額するものです。

２款事業費　１項事業費　１目特産品製造開発事業費、補正額６４万２，〇〇〇円の減。特定財源その他３５万円の減は、社会保険料納付金です。１報酬２３７万円の減。会計年度任用職員報酬です。３職員手当等２２万円の減。会計年度任用職員期末手当です。４共済費８３万円の減。社会保険料です。８旅費１５万円の減。費用弁償です。１０需用費２８４万２，〇〇〇円の減。消耗品から、次のページにまいりまして、調味料まで御覧の内容でございます。１１役務費５万円の減。広告料です。

つづいて歳入について御説明いたします。５ページを御覧ください。

１款事業収入　１項事業収入　２目製造事業収入、補正額７７４万円の減。１製品売払収入７７４万円の減。三升漬類から化粧箱類まで御覧の内容でございます。

３款繰入金　１項基金繰入金　１目基金繰入金、補正額７０万円の減。地場産業振興加工センター基金繰入金です。６ページを御覧ください。

４款繰越金　１項繰越金　１目繰越金、補正額１０８万５，〇〇〇円の追加。前年度繰越金です。

５款につきましては、歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

３番田村議員。

○３番（田村陽子）　はい。３番田村です。少しだけお伺いします。

エアーコンディショナーを予定してたんだけどしなかったと、それも本当に残念なあれだなと思うんだけど、三升漬とか、製品として作られたものが在庫としてこう残っている現状なのか、それが作る前の段階でもう製造自体をこう、何と言うんだろう。調整しているという状況なのかということをお伺いしたいのと、もしその在庫を抱えて、

行き場がないって言ったら変ですけどね、それをどういうふうに、もしかなりあって、それが負担となる、もう作ってしまったら、やっぱり賞味期限もあると思うので、そういう部分での行き先の、どうされようとしているのかっていうことと、あと、確か協力隊の方が、これ加工のところに配置されていたと思うんですけども、その方もなかなか力発揮できるタイミングになかなかないのかもしれないんですけど、今、その方の、今されている動きというか、そういうことをちょっとお伺いしたいな。３つですかね。はい。お願いします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 田村議員の御質問にお答えいたします。

今、実際、御心配していただいて、製品としての在庫が残らないように、いろいろ考えて作っているのかということなんですけども、まずその段階がやっぱり製造に対して、やっぱり在庫が残らない、きちっとした計画を立ててですね、売れる見込みも立てて、製造していくように指示しておりますし、現場のほうでもきちっと対応していただけてます。その中で、例えば製造した際に、このコロナ禍もあって、売上げ減少している中で、在庫とかが残っているんでないかということなんですけども、やっぱりそういう面で在庫残りそうでしたら、実際に漬物とか三升漬類は、幽泉閣の朝のバイキングとかでも提供している部分もありまして、そちらのほうできちっと回転するようなかたちのほうをとっております。３点目の協力隊の関係なんですけども、実際、今、原田協力隊の方、来ていただいているんですけども、もう実際、今、仕事に慣れてきてですね、今は一通りの地場産業の作業はこなせるわけなんですけども、今、新しく前から取り組んでいるトマトジュースのほうでもですね、そちらは一人でできるようになっていますし、今後もしろんなかたちで新しい、例えば薬草を活用したとか、そういう面の部分も積極的に参加していただいて、協力隊も活用していきたいなと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○３番（田村陽子） 製造の調整と、あるものをそうやって幽泉閣で使って、できるだけこう新鮮な物を、例えば送れるような発注があったらと

ということで、そういうふうに行われているということをお聞きいたしました。すごくそういうところって、すごく難しいところであるなと思うし、販売の努力もすごくされているのも見えます。あと、ふるさと納税なんかでも出てる数なんかが、どれだけあって、これからもまだ、例えばお米とセットとかね、そういうことでされたりしているんだとは思いますが、そういうふうな使い方をしていくことはあるのかなと思ってます。あと、協力隊の方が、せっかく蘭越に来て、生き生きとしてくれているなら、すごくそれで、まずは私たちは嬉しいと思うし、それでかなり責任持って、楽しく加工センターでお仕事してくださって、活動してくださって、いろいろアイデアを持ってやってくださっているというふうなことであれば、とってもとっても安心ですので、そこは水上課長のもとでされてると思うんですけど、その協力隊との、方とのコミュニケーションとか、精神的なサポートとか、そのところが今できて、協力隊の方がしんどい思いをされていないのかなのか、そのところだけちょっと、あと聞かせてください。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 田村議員の再質問にお答えします。

実際、議員御心配されているコミュニケーションとかですね、地場産業で働く中で楽しく、蘭越の印象悪くして働いている、きちっとした良いイメージで働いてもらっているかということなんですけども、実際、コミュニケーションは、週1回、必ず役場に来るようにしていただいて、その際にですね、きちっとしたヒアリングというか、会話もしてますし、趣味の面でも、実際、釣り好きな方とかなので、やっぱり実際、上司の方とも相談したり、どんな川がいいかとかですね、新しく、冬に来て、冬も釣りできるんだよとか、ついこの間、話したばかりなんですけども、そういう面でコミュニケーションとらせている部分と、あと、仕事の面ですね、職員1名と、あとパートの会計年度任用職員の方、高齢の方等もいるんですけれども、きちっとしたコミュニケーションとって、逆にあっていただいて、楽しく業務に携わっていただいているということで、お話を聞いてますので、そのへん御理解いただきたいと思います。

○3番（田村陽子） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

9 番 柳谷議員。

○9 番（柳谷要） 素人ながら想像も含めて、もし提案になれば非常にありがたいと思っているんですけど、コンビニエンスストアの棚ざらし期間、例えばスナック菓子1つにしても、皆さん御存じだと思うんですけど、2週間なんですよ。これは一般的にバナナなどの青物とは違って、加工品で1年や2年、大丈夫だと思うものでも2週間、つまり製造者が悩まされるのは、小売店の在庫管理が強化されてきたっていう時代のすう勢に、やっぱり中小の商店はついていけなくなっちゃったというのがね、コンビニが台頭してきた一番大きな理由なんですよ。この場合、私の考えではね、まだ三升漬の種類、特産品開発というのは、全て保存食ですよ。そのへん販売が落ち込んできたら、瓶詰めを製品化、レッテル貼るのをこう調整できる、そういうふうに行っていると思うんですよ。それは当然ね、やっていると。それで改めて念を押すわけではないんですが、最終的に、今、どういう状況か、私も別に調査したわけではないですから分からないんですが、その最終的に今、どういう状況かというと、原料の買い付けの代金まで食い込まなければならないような売上指針になっているのかどうかですよ。だから最終的に原料、去年の分を捨てて、新しいのを買うということになると、買い付けしなければならないということになると、それに耐えられるものと耐えられないものね、もう1年使える、在庫できる物と在庫できない物、廃棄処分するのであれば、塩と原料の購入代金だけで済むというようにするとね、怪我をあまりしないで済むというように、私は素人でそういうふう思うんですよ。だから未曾有のこういう経験をやっぱりする時にね、やっぱり今から私はそれを考えておいたほうがいいのではないかと、コロナといってもね、いろいろコロナについては説もあるけども、どれだけ長引くか分からないと、またあるいは同じ種類の感染症が出てきた時にどう対応するのかっていうね、ちょっと余計な心配ですけど、そのへんね、聞かせていただければありがたいと、研究していると言うのであればそれで結構です。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 柳谷議員の御質問にお答えします。

今、原料の関係で御心配いただいて質問いただいたと思うんですけども、まず加工センター自体もほとんどの原料がですね、御存じのとおり、塩蔵というかたちで、塩漬けというかたちで対応させていただいて、やっぱりそれに関して、原料の仕入れ方も十分、経営していく中で調整していかなければならないものですから、まず今年度買った段階で、例えば春まで、山菜採れる時期までの、山菜とかですね、確保して、実際にロスという部分はほとんど出ない状況で対応させていただいてます。その中でやっぱり捨てる部分とかっていうのも御心配いただいたんですけども、そういう部分はですね、先ほど申しましたとおり、実際のところ、ほぼないというかたちで、実際経営させていただいてますので、御理解いただければと思います。以上です。

○９番（柳谷要） 終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２０号令和３年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第２３、議案第２１号から議案第３１号までの令和４年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算を一括議題とします。

審議の方法について、議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長からお諮り願います。

8 番赤石議員。

○8 番（赤石勝子） ただいま上程されました、議案第 21 号から議案第 31 号までの審議の方法について、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

令和 4 年度蘭越町一般会計及び各特別会計予算の審議は、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託すべきと決定いたしましたので、議長より、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長からお諮りのとおり、本案は議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の正副委員長の選出方法は、慣例により、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の正副委員長は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 選考委員長から選考結果の報告をお願いします。

8 番赤石議員。

○8番（赤石勝子） 予算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。

委員長には6番向山議員、副委員長は1番淀谷議員を選考しましたので、報告いたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には6番向山議員、副委員長は1番淀谷議員と決定いたしました。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 4時34分 延会